

保健福祉部長	巽	重	人
社会福祉課長	東	錦	也
長寿福祉課長兼			
いきいきセンター所長	森	井	敏 英
長寿福祉課長補佐	鬼	頭	卓 子
健康増進課長	西	川	佳 伸
〃 主幹	中	井	浩 子
教育部長	和	田	正 彦
学校給食センター所長	西	川	博 史
上下水道部長	西	口	昌 治
下水道課長	井	邑	陽 一
水道課長	福	森	伸 好

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中	井	孝 明
書記	吉	田	賢 二
〃	高	松	和 弘
〃	山	岡	晋
〃	吉	留	瞳

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第27号	平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
議第24号	平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
議第31号	平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
議第29号	平成30年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
議第25号	平成30年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
議第30号	平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
議第28号	平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
議第26号	平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
議第32号	平成30年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

西井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き、予算特別委員会を開会いたします。

連日、各委員、また理事者側も、4日目ということで大変お疲れとは思いますが、どうかスムーズな運営によりしくご協力の方をお願いいたしまして、開会の挨拶にかえさせていただきます。どうかよろしくお祈いします。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。

梨本議員、松林議員、杉本議員。

発言をされる場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言願うようお願いいたします。また、委員各位におかれましては、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は、議事進行上でできるだけ謹んでいただきますよう、よろしくお祈いいたします。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに質問者がかわるごとに、所属、役職名と氏名を言っていただき、そして、簡単明瞭、的確な答弁をお願いします。なお、答弁者については部長または担当課長でお願いいたします。

それでは、議第27号、平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

和田部長。

和田教育部長 教育部長の和田でございます。よろしくお祈いいたします。

それでは、議第27号、平成30年度葛城市学校給食特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、1ページの方をお願いいたします。

第1条の方でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,990万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出の方からご説明申し上げます。6ページの方をお願いいたします。

歳出の方でございます。1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費でございますが、1節報酬で289万3,000円、2節給料で721万1,000円、3節職員手当等で390万5,000円、4節共済費で214万2,000円、9節旅費で3,000円、11節需用費で23万2,000円、12節役務費で16万7,000円、13節委託料で72万8,000円、14節使用料及び賃借料で8万2,000円、19節負担金補助及び交付金で103万3,000円でございます。

めくっていただきまして、2目学校給食管理費の方でございます。11節需用費で2,835万9,000円、12節役務費で33万9,000円、13節委託料で1億924万2,000円、16節原材料費で2億295万5,000円、18節備品購入費で60万円、27節公課費で9,000円でございます。

続きまして、歳入の方のご説明を申し上げます。5ページの方をお願いいたします。

歳入の方、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金でございますが、1節

学校給食負担金で1億8,390万4,000円、2節学校給食負担金過年度分で1万円でございます。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目教育使用料の方でございますが、1節で行政財産使用料で6万1,000円、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で、1節一般会計繰入金で1億7,585万1,000円でございます。

次に、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますが、1節前年度繰越金で1万円でございます。

次に、5款諸収入、1項雑入、1目雑入、1節雑入で6万4,000円でございます。

以上でございます。ご審議の方よろしく賜りますよう、お願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました件につき、質疑を行ってまいりたいと思います。

質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 お願いいたします。

まず、7ページの学校給食管理費の13節委託料でございます。食物性残渣廃棄物処理委託料89万円でございます。これ、私の解釈でいったら、食べ残しの処理代というふうに理解をさせていただきます。この予算ですが、平成28年決算で81万9,000円の食べ残し処理委託料という決算でございました。それから見ると、89万円ということでふえておることになります。恐らく、単純な発想からいくと、従来より食べ残しがふえておる。これは、生徒さんがふえて、その量がふえてるということも考えられるんですけども、学校給食のキャッチフレーズにもありますように、おいしい給食ということで非常に委託業者さんも工夫を凝らしていただいて、また、栄養士さんも体にいい薄味でということでご苦労いただいて、つくっていただいているんですけども、現実、こういう廃棄処分がたくさんあると。これはできるだけ少ない方がよいのは当然ですが、量がふえてるのかどうかということをお聞きしたいのと、ふえてる理由です。減らしたいというお気持ちもあろうかと思っておりますけど、その辺の工夫といいますか、何か検討していただいているのかどうか。そこをまずお聞きします。

それから、2点目でございます。16節原材料費の2億295万5,000円でございます。これ、前の5ページの歳入の教育費負担金、学校給食負担金1億8,390万4,000円、これは、保護者から給食費としてお預かりをしているお金。差額が1,905万1,000円と、こういうことになっております。何で差し引きしたかといったら、ご存じのとおり、給食材料費は保護者負担という1つの原則でいけば、約1割弱の1,905万円がもらい足らんと。ただ、市長の方からも、今後ともこの負担は市の方でも最大限努力させていただきますと、こういうふうなお話も伺っております。父兄にとっては助かるというところかと思っておりますけれども、逆に材料費を落として給食がまずなくなるとか、そういうことであっても困りますし、また、ある一定の保護者負担という原則も守らなアカンという難しい問題かと思っておりますけれども、この辺のところのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

西井委員長 西川課長。

西川学校給食センター所長 給食センターの西川です。よろしく申し上げます。

まず初めに、残渣の方なんですけど、実績としましては、平成28年度の数量としまして約27

トンでありました。平成30年1月までが20トン弱でございます。ここまでを見ても、平成29年度では若干下がってはいるのですが、横ばいということで、これまでの実績に応じて数量を計算しまして、予算化しております。

それと、材料費の方なのですが、今まではご飯3回、パン2回の予算でありましたが、平成30年度は、ご飯が4回、パン1回という想定でシミュレーションしております。その差が約286万円でございます。それから、業者の変更に伴います差額としまして137万6,000円、それと、米の単価等に伴います増としまして181万2,000円、それと、児童・生徒数の給食人数の増を含みます副食代の増としまして227万5,000円、平成29年度と比較しまして880万9,000円の増というところでございます。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時14分

再 開 午後1時20分

西井委員長 休憩前に引き続き、会議を行います。

まず、答弁よろしく願いいたします。

和田部長。

和田教育部長 教育部の和田でございます。よろしく願いいたします。

先ほどの公費負担分ということでございます。基本的に委員おっしゃられましたように、学校給食法では、食材費につきましては、給食費として保護者の方に負担いただくという規定がございます。そうしたことから、本来でしたら給食費の方でこれが賄えるべきということではございますが、原材料の野菜の高騰等で数年来、既に給食費では賄えていないのが実情でございます。そうしたことで、今回、平成30年度の方でございますが、あくまでこれは予算ベースということではございますが、この差額が1,905万円程度になろうかというふうに考えているところでございます。ちなみに、平成28年度につきましては1,541万34円、平成29年度につきましては1,295万8,122円というような数字になっておるところでございます。以上でございます。

西井委員長 西川課長。

西川学校給食センター所長 給食センターの西川でございます。

先ほどの残渣の方をもう少し説明させていただきます。平成27年度では、新庄、當麻両センターと新センター稼働からのトータルが33トンでございました。平成28年度1月までですと21.95トン、平成29年度1月までで約20トン、平成28年度、平成29年度では、実績としましては若干減っているところでございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 残渣については横ばいだということでございます。いずれにしても、30トンの年もあったと。総量からいくと残渣率が出るのですが、ここではそこまでは問いませんが、できるだけ食べ残しのないようにしてもらいたい。今、日本全体の食料残渣の率が20%を超えているというふうなデータも出てると聞いてます。レストラン等で15%ぐらいと、そういうふうに国民全体が食べ残しをしています。ところが、食料自給率が国内自給率を賄えてない。

もう少し子どものころから食べ残しをしないような教育、学校の給食ではこういう食育という面から見ても、私も経験あるんですけども、給食が嫌いで、給食を食べるのが苦になって学校に行きたくないという子がおるぐらい、そういう給食に対する恐怖感みたいなのをお持ちのお子様もおられるように聞いてますけども、給食の中で食べ残しを減らすような、そういう教育等もしていただいて、こういう数字ができるだけ毎年少しずつでも減るような対策をとっていただければというふうに思います。これ、国民全体の問題というふうにも伺ってますので、食べ残し対策、よろしく願い申し上げます。

それから、食材費のところでございますけれども、千二、三百万円からふえる傾向にあると。ふえる傾向にあるのは野菜の高騰等によるものだと、こういうふうなお答えでございました。保護者負担の原則もありますでしょうが、逆に食材費を安く仕入れられる方法、これは前回の一般質問等々でご意見があったような、地元野菜が必ずしも安くなるとは限らないとは思いますが、試みとして業者さんから買う単価、それから農家から買う単価等々のご検討もいただいて、地元産、さらに、それが食材費に安く跳ね返ってくるというふうな、もし試算が出るようであれば、積極的に地産地消、そういう面においても検討していただけたらと、こういうふうに思います。いきなり学校給食法に基づいて保護者負担を値上げしますとなると、保護者からもいろいろご意見も頂戴するということがありますので、対策として、安くできる対策もあわせてお願い申し上げます。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

さまざまなご指摘ありがとうございます。今、給食費の原材料費と保護者から集める額の違いについてのご指摘をいただいたわけですが、お恥ずかしい話、私のように現場上がりでも実際の給食費の使われ方というものを、本当に十分承知していなかったというのが実情でございます。ましてや、給食費で材料も賄えないんだという実情、これは、全く私自身も知りませんでした。ということでございまして、前にもこれはご説明したかと思うんですけれども、保護者の方にまずは現状を知っていただく。そして、おいしい給食を目指すためにも材料費の値上げが必要なんだというようなことも十分知っていただく方法を講じまして、今年1年間かけてさまざまなことを保護者に伝えつつ、その方向を探っていきたい。西井委員長には、給食運営委員会の方でも委員長をしていただいているわけですが、給食運営委員会はあくまでも代表の方でございますので、そこでいただいた意見も出しつつ、周知活動の方に今年1年間力を入れてやっていきたいというふうに考えます。

原則としましては、材料費は全て保護者負担という方向を目指したらいいとは思いますが、そこへ行ってしまうと、先ほど委員からご指摘あったようにすごい値上げになってしまうので周知をした上でその方向性を今後探っていくというのをご回答の方にさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 勉強のために教えていただきたいのですが、6ページの歳出のところなんです、3節職員手当等の中が一番下、勤勉手当は一体どういう意味か教えていただけますか。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

人件費担当の人事課がおりませんので、私の方から答弁させていただきます。

民間でいうところのボーナスにつきましては、給与の節といたしましては、期末手当と勤勉手当の2種類に分かれてございます。あえてその内容、違いは何かと問われれば、勤勉手当につきましては、読んで字のごとく、頑張ったといったことに対する手当ということでございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。勉強になりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

川村委員。

川村委員 先ほどの増田委員の答弁で、私、聞き漏らしたのか、もう一度お願いしたいんですけども、給食材料費と学校給食負担金の差額が1,900万円ほどあるということですが、その内訳については答弁いただきましたか。平成29年度と平成30年度の原材料費の増額が880万円ぐらいたということと言われたんですけど、私、詳細がよくわからなかったので、委員長、申しわけないんですけど、もう1回内訳お願いしたいんですけど。

西井委員長 和田部長。

和田教育部長 先ほど所長の方が申しました内訳につきましては、今年、米飯の回数が、もともと週3回から週4回に変わったことに対する差額、それから、あと、仕入れの原材料費の単価の変更に伴う差額、そういったものを先ほど所長が説明させていただいたということになります。

西井委員長 川村委員。

川村委員 そうしたら、従来1,200万円、1,300万円台から1,500万円台の差額があったと。平成30年度は、さらに400万円増えています。400万円が増えたのは、先ほど言われた米飯が286万円というのは、1回の米飯がふえたことによる増ですか。さっき業者の変更で137万6,000円と言われたんですけど、これと181万2,000円というこの内容がよくわからないんですけども、もう一度お願いできませんか。

西井委員長 課長。

西川学校給食センター所長 給食センターの西川です。

先ほどの単価等の差なりをもう一度説明申し上げます。主食回数変更に伴います差額、ご飯の回数、パンの回数の変更によります差が約286万円でございます。ご飯の単価の差によります差額が約137万6,000円ございまして、それと、県の給食会のもともとの米の単価の平成29年と今の差というのが181万2,000円ほどでございます。それと、副食費と給食人数の増等によります差、約227万5,000円等々で、平成29度と比べまして約880万円ほどの増となっておりますのでございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 米飯が1回ふえたのと、それから、業者さん同士の米の単価の差という、そういう事情でなんですね。お米代の差もあるわけですね。要するに、1回分を米飯にしたことで影響額というのは、これは結構なウエートを占めているということでございますが、なかなかこの負担分、人数割で計算すると1人当たり大体400円弱のアップなのかなというふうに私も思うわけですけども、実際にこれを値上げしていく方向で考えられるとしても、今、学校給食の負担に対して収納率というか、それはわかりますか。

西井委員長 課長。

西川学校給食センター所長 今現在で、現年分としまして、収納率が96.68%でございます。過年度分としまして10.73%でございます。平成27年度、平成28年度でトータルは99.6%の収納率でございますが、残りの分も回収していかなあかんと思っております。

西井委員長 川村委員。

川村委員 96%という収納率がどうなのかというところは、もう答えていただけないのであれなんですけど、また教えていただきたいと思います。この給食費の値上げについては、ご父兄やPTAの方々にも一定の理解を得るためのお話があったと教育長から前にお話していただいたと思います。今後、この給食費の負担は、葛城市の子育て支援の中で考えるのか、学校給食法に則って負担を求めるのか、この議論は全国でもされていると思います。子育てしやすいまちという部分では、非常に難しい議論になるかと思いますが、学校給食の負担を子育て支援の一環として支援された市町村もあると思います。ただ、私としては、米飯給食の推進により週3回から4回に1回ふえることにより原材料費が高くなるということも認識しております。この米飯給食が1回ふえる意味というものを学校給食という教育の中で、子どもたちにもしっかりお話していただきたいと思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 今の関連質問をさせていただきます。

まず、米飯が1回ふえたことに関しての差額、単価アップはわかりましたけども、逆にパンが減ったから幾らか減ってるのではないかと。その辺がもし金額がわかれば教えてください。それが1点です。

2点目。給食費の収納率の話が出まして、逆に言うと未納率なんですけども、たしか私が聞いた限りでは、平成29年度、平成28年度は、学校の先生方が回収に当たってらっしゃったはずで、給食センターの方ではされていないと思うんです。もし、センターの職員さんのような、一般保護者との接点の少ない方が回収されているので収納率が上がらないということにつながっているのではないかというのが2点目の質問です。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

私が持っております資料によりますと、米飯1回で、中学校の分でやりますと約73円でございます。パンは1回で51円ですから、パンを米にかえると、そこで20円余りのアップにつ

ながるものだというふうに考えております。

未納の回収につきましては、従前どおり学校の方でやっております。これは変更がないと私の方では理解しております。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 回収については私の勘違いということでご回答を賜りました。ただ、先生方のいろんな、今、教員の仕事内容の見直しとかというのが文科省から指示が出てるようですが、特に管理職の先生方のご負担になってるとするのは従前からよく聞いておりますので、このあたり、どうやったらうまく収納率を上げれるかという検討もまた必要かと思っておりますので、そのあたりは今後の検討課題としてよろしくお願ひしたいと思っております。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 今、給食のことをお伺いさせていただいて、原材料費の負担に関してはそれぞれご家庭の方でということなんですけれども、また徴収の方も、学校の方で徴収していただくということで、本当に学校の先生の負担も大きいやろうなと思いつながら、今、全国的に見て、近くでは滋賀県長浜市、また、全国それぞれ今、給食の無償化をやっている自治体がふえているようにお聞きをさせていただいてるんですけれども、葛城市においても、給食の無償化に對しましてどのように考えているか。また、今後その取り組みに関して、取り組みをしていただけないかという要望でございますけれども、何かご見解がありましたらお聞かせいただけたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

西井委員長 教育長。

杉澤教育長 杉澤でございます。

今、内野委員の方でご質問いただいた件に関しましては、以前、一般質問のときにも同じ質問をしていただいたと思っております。それで、そのときにもお答えしたと思うんですけれども、先ほどからも言ってますように、まず現状を知っていただいて、方向性を今は探っていきたいと考えている段階でございますので、その中で当然、無償化等のお話も出てくるとは思いますが、現在でも相当市の方から負担していただいているんだという、まず現状も知っていただいた上で方向性を探っていきたい。初めから全額保護者からとりますという方向でもないし、また、全額市が負担しますという方向ではなくて、その辺のバランスのとおり方等についても、今後の検討材料の1つとして考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。子育て支援の一環からも、また、この給食というのは、教育の大事な大事な一環であると思っております。そのことから、確かに今、原材料も見させていただいて、かなりの額が市の負担になれば大変かと思うんですけれども、それ以上に大事な大事な未来の宝の子どもたちに食を介して教育をしていく。また、葛城市に若い世代のお父さん、お母さん方が定住していただくという、そういうような思いからも給食の完全無償化は、私

は大切なことやと思いますので、どうか今後ご検討の方、よろしく願いいたします。

西井委員長 市長。

阿古市長 予算を伴うものですから、教育委員会とはまた別の観点からお話ししないといけないのかなと思います。給食につきましては、これは、まず第一に、各自治体の努力義務として、するかしないかということも含めた中で、葛城市の場合は当初から給食をやっているわけなんですけど、大阪ではまだ一部給食をされてないところもある。近隣の市町村でも最近、給食を導入されたところもあるということでございます。それで、給食費につきましては、その場合については、材料費はやはりそれを食される方の負担であるというのが基本的な考え方でございます。それは、学校給食を始めた当初から学校給食費をいただいているということでございますので、それを例えば無償化するという議論になりますと、その辺の整理をしないといけないと思います。ですから、学校給食、材料費で大体約2億300万円ほどかかるんです。それを誰が負担するのやという話になるわけです。それで、委員の趣旨はわかるんです。わかるんですけれども、本来、例えば食事をするのに対して、それはやはり個人の負担であるべきものやろうと思います。ただ、福祉施策としてどう考えるんやという議論になってくるのかなと思います。なかなか2億円を毎年支出するということは非常に難しいことやと、今の財政状況の中では考えます。葛城市が非常に税収豊かな市に変わりまして、そういうようなものも含めて、皆さん方の税金ですから、皆さん方のご了解がいただけて、そういう方向でいきましょうという話になれば別ではございますが、今の状況の中ではそういうことは現実的には難しい。まず財政の再建をするべきであるという認識でおりますので、なかなか今現状で福祉施策の中でそれを導入するのかどうかという議論はなかなかきついなという正直な思いでございますので、そのようにお伝えしたいと思います。

以上でございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 多子世帯の給食費、2人目、3人目というのは減額補助はありますよね。わかりました。ありがとうございました。私もしっかりとまた無償化に関してはもうちょっと勉強して、また発言をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 1つは、7ページのところです。先ほどから出ているところですけど、13節委託料のところで、食物性残渣廃棄物処理委託料ですけども、この残渣、多分出たものをどこかへ持って行って処理してるということでしょうけれども、業者及びどこへ運んでるのかということをお伺いします。

2点目ですけども、先ほどから出ております原材料費のことですけども、生徒さん1人当たり、今、葛城市は幾ら給食費を徴収しているのか。それに対して、1人当たり、原材料費、市が負担してる部分があると思いますけど、それが幾らなのか。1人当たりに換算した場合どんなものになるのかということをお教えいただけませんか。

西井委員長 西川課長。

西川学校給食センター所長 給食センターの西川です。

初めに、残渣についてでございますが、残渣をまず集めていただいて、それを最終的に肥料等にしているというところで、大栄工業というところをお願いしております。行き先が、大栄工業の三重の工場に持っていかれて、残渣から肥料にもらって、その肥料をまたこちらの方に提供もいただいているというようなところでございます。

西井委員長 和田教育部長。

和田教育部長 ただいまご質問の、公費で負担金でしている分でございます。単純に割らせていただきますと、1人当たり4,600円程度という、単純にはそういう数字になります。

谷原委員 年額ですか。

和田教育部長 月額でございます。

西井委員長 西川課長。

西川学校給食センター所長 現在の給食負担金としましては、小学校が3,900円、中学校が4,100円、幼稚園の4、5歳児が3,500円、3歳児が2,000円でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 残渣の問題はなぜお聞きしたかという、これは意見になるんですけれども、今度新クリーンセンターが出て、堆肥化施設ということが問題になっておりましたけれども、どこまで堆肥化するのかということはいろいろ議論があろうかと思えます。あと、きのうも私の方で質問させていただきました、家庭用の生ごみを集めてNPOがやってるおひさまたい肥のこともありますし、私も自分の家庭の分は堆肥にしてるわけですが、つまり、遠く三重まで運ぶというのがどうなのか。葛城市でそういう事業をいろんな形でやってるわけですから、この分のところをぜひご検討いただきたい。もちろん、今、コンビニなんかでも大量に残渣が出たりするということで、産業化して、そこでやった方が安くつくということもあり得ますし、それはコストの問題が当然ありますので、単純な問題ではありませんけれども、そこを考えていただけたらと思えます。これは意見として申し述べておきます。

それから、2つ目ですが、先ほどから出ております給食費のあり方です。これについては厚生文教常任委員会の中でも、藤井本議員のビタミンに関する議論の中でもいろいろありまして、そこでも私の方でも発言させていただいたんですけども、近隣のまちと比べて、葛城市の給食について、何人かの小学校の先生に聞いたら、やっぱりちょっと見覚えが悪いということです。これも意見になりますけれども、子どもの成長にとって給食というのは大変大きい問題でして、これは大阪市の例ですけど、全国学力テストが導入されたときに、大阪市の学力テストの点数が低かった。これ、先生を幾ら尻たたいてもなかなか上がらない。そこで、ある地域、特に大阪では、あるところは大変生活保護受給率の高い区がありまして、その区内の中学校を調べますと、朝食を食べてこないお子さんが大変多くいるということで、大阪市の朝食を無償でやられた。そうしたら、授業中、朝からあくびをする子が少なくなったり、朝食を食べてこない貧困家庭の子が多いということで、それをやるとテストの成績は当然上がってくると。だから、勉強させるという環境を整えるのが大人の責任なので、そこら辺で給食というのは、今、子どもの貧困率が高くなる中で、多分、朝食を食べてないお子

さんも葛城市内でもいらっしゃると思いますし、給食が貧困家庭においては最も1日の中で栄養素をとる食物であるという、そういう調査もあるので、私としては、値上げ云々の問題が出てくるんですけども、やっぱり給食がどの程度とるのが、食材も含めて、保護者の方もその点については、もっといいものを提供してほしいという考えもあるだろうし、そして福祉の関係で、当然、給食費の問題が出てきますから、そこら辺は減免するなり、全体的なバランスを何らかの形で、教育上の配慮、子どもの成長という観点からもお願いできたらと思います。これは意見として述べておきます。

西井委員長 この辺で質疑を終結いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時55分

再 開 午後2時05分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、議第24号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議第24号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず最初に、1ページの方をお願いしたいと思います。

まず第1条では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億1,100万円と定めるものでございます。

次に、事項別明細書に入る前に、別途お手元に配付しております資料1枚物でございます。こういう資料がお手元にあると思います。これの方をお願いしたいと思います。これにつきましては、平成30年度から国民健康保険が県単位化となるために、予算科目が大幅に変更と

なっております。この資料につきましては、左が歳入、右の方が歳出といたしまして、予算の目、節までをまとめたものでございます。青文字のものにつきましては新設の部分でございます。赤文字の部分につきましては、今回、県一になるがために廃止になる部分でございます。予算書の中にはこの廃目なり廃項の分が記載されておりますので、その辺を読み飛ばしながらご説明させていただきたいと思っております。それと、この資料の中の補足的なことでございます。平成30年度の右側、欄外に歳入であれば①であつたりという部分を書いておると思っております。これにつきましては、その財源が次どこに当たるかというところの目安的なものでございます。右のちょうど真ん中の国保事業納付金であれば①、④、⑦でございます。①については税の部分、④につきましては保険基盤安定の繰り入れる部分、⑦につきましては財政安定化事業の繰入金という部分、これに当たります。これを財源として歳出に充てておるとい部分でございます。また参考にごらんいただければと思っております。

それでは、事項別明細の歳出の方からご説明申し上げます。14ページの方をお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。586万2,000円を、2 目の連合会負担金では662万3,000円を、3 目の共同事業負担金では738万2,000円を計上いたしております。同じく2 項の徴税费でございます。1 目賦課徴収費では286万7,000円を計上いたしております。めくっていただきまして、同じく総務費でございます。3 項運営協議会費、1 目運営協議会費では29万4,000円を計上いたしております。

次に、2 款保険給付費でございます。1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費では23億5,000万円を、2 目退職被保険者等療養給付費では3,000万円を、3 目一般被保険者療養費では4,400万円を、4 目退職被保険者等療養費では100万円を、下のページに移りまして、5 目審査支払手数料では846万3,000円の計上でございます。同じく保険給付費の2 項高額療養費でございます。1 目一般被保険者高額療養費では3億5,000万円を、2 目退職被保険者等高額療養費では500万円の計上をさせていただいております。次に、3 項高額介護合算療養費でございます。1 目一般被保険者高額介護合算療養費では50万円を、2 目退職被保険者等高額介護合算療養費では20万円の計上でございます。次に、4 項の移送費でございます。1 目一般被保険者移送費では10万円を、めくっていただきまして、2 目退職被保険者等移送費では5万円の計上でございます。次に、5 項出産育児諸費でございます。1 目出産育児一時金では2,520万円を、2 目支払手数料では1万3,000円を計上させていただいております。次に、6 項の葬祭諸費でございます。1 目葬祭費では180万円を計上させていただいております。

次に、3 款国民健康保険事業費納付金、1 項国民健康保険事業費納付金、1 目国民健康保険事業費納付金といたしまして9億2,086万8,000円を計上しております。

次のページに移りまして、4 款1 項1 目共同事業拠出金として1万円を計上しております。高額医療費共同拠出金と、その次の保険財政共同安定化拠出金については廃目でございます。

次に、5 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費では3,665万2,000円を計上しております。

めくっていただきまして、同じく保健事業費でございます。2項保健事業費、1目保健事業費では840万5,000円の計上、医療費通知の方は廃目でございます。

次に、6款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金では1,000円を計上しております。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金は300万円を、次のページに移りまして、2目退職被保険者等保険税還付金は40万円を、3目一般被保険者保険税還付加算金については20万円を、4目退職被保険者等保険税還付加算金については10万円を、4目償還金として1万円の計上でございます。同じく諸支出金、2項の療養費等指定公費立替金、1目の療養費等指定公費立替金では100万円の計上でございます。

8款1項1目の予備費でございます。100万円の計上をしております。

その部分から最後、公債費までにつきましては廃止の項目でございます。

次に、歳入に移らせていただきます。9ページをお願いします。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では7億2,200万円、2目退職被保険者等国民健康保険税では1,465万円の計上でございます。

次のページに移りまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料といたしまして10万円の計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金では28億1,629万7,000円の計上、県財政調整交付金は廃目でございます。次の県負担金の方も廃止となっております。

次に、4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金といたしまして1,000円の計上でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして2億4,315万円の計上となっております。

めくっていただきまして、同じく繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金として1万円を計上いたしております。

6款1項1目繰越金では1万円を計上しております。

次に、7款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目の一般被保険者延滞金では200万円、2目退職被保険者等延滞金では1万円を計上しております。2項受託事業収入では、1目特定健康診査等受託料では873万2,000円の計上でございます。

次のページに移りまして、同じく諸収入、3項1目療養費等指定公費返還金では100万円の計上でございます。4項雑入でございます。1目滞納処分費では1万円を、2目一般被保険者第三者納付金では200万円を、3目退職被保険者等第三者納付金では100万円を、4目一般被保険者返納金として1万円を、5目退職被保険者等返納金では1万円を計上しております。6目雑入で1万円の計上でございます。

7款諸収入、預金利子から、次のページの共同事業の交付金までは廃止の項目でございます。

以上でご説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村始委員 単純に用語と内容について教えていただけたらと思います。

まず16ページの4項なんですけど、移送費というのがありまして、これについて教えていただけたらと思います。それから、あと、19ページの2項1目保健事業費の中の医療費分析業務委託料というのをごさいます、これは、何か医療費を適切にするための、そういうことなのかなと勝手に思っているのですが、このあたりをお教えいただけたらと思います。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願いいたします。

まず、移送費の件でございます。移送費といいますのは、傷病、負傷等により移動が困難な患者が、医師の指示により緊急的に入院、転院の必要性があつて移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付のことでございます。

続きまして、医療費分析の委託料の件でございます。こちらの方は、国において、保険者は健康管理や予防の必要性を認識しつつも、個人に対する動機づけの方策を講じていないということが指摘されました。この課題を解決するために、予防、健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、全ての健康保険組合に対してレセプト等のデータ分析、また、それに基づく加入者の健康保持、増進のための事業計画として、保健事業実施計画を立て、医療費分析を行います。この計画の策定、公表、事業実施、評価等の取り組みを求めることに市町村国保が同様に取り組みを行うことを推進することとされており。この方針に基づいて平成30年度も葛城市の国民健康保険において策定し、評価分析をするものでございます。

以上でございます。

西井委員長 吉村委員。

吉村始委員 これで今、話を伺いまして、まず確認なんですけれども、移送費につきましては、イメージとして患者さんそれぞれの個別の事情等がございますが、患者さん個別の事情によって補てんされる金額とか割合とかに差が出るというような理解でよろしいのでしょうか。

それから、あと、医療費分析業務というのは、最終的な目標としては、適切化することによって保険給付費、総額といいますか、そういうのを抑制するということが最終的な目的であり狙いであるというふうに理解したらよろしいでしょうか。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。

移送費の支給の件なんですけど、こちらの方は、必要なものがございます。医師の意見書、誰彼なしに移送費を請求するものではございません。あと、実際に支払った領収書、保険証、印鑑とか振り込み先のわかるものをこちらの方に提示していただければ、それは全額後でお返しするようになります。

医療費分析の件でございます。こちらの方は、葛城市国民健康保険の健康とか医療情報を

活用して、今後も高齢化が進むであろう被保険者の健康維持、あと国民健康保険の財政安定化とかの医療費の抑制の部分に対して課題であることを認識していただいて、例えば脳疾患とか、そういうことを策定した後は、策定するだけではなく、評価、分析を行って、葛城市の国保がどういった状態に進むべきかを定めるものでございます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 よろしくお願ひいたします。

18ページ、5款の1目特定健康診査等事業費の中の13節委託料、健康教室業務委託料、特定健康審査委託料、受診勧奨業務委託料、この1つずつの金額が、前年度よりも減額になっております。その理由と、また特定健診は生活習慣病のメタボ健診になるかと思うんですけども、この受診率と、あと健康教室の内容と受診率も教えていただけたらと思います。

西井委員長 西川課長。

西川健康増進課長 健康増進課の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

健康教室業務委託料でございます。これにつきましては、平成29年度、県の特別調整交付金100%にて、業者が蓄積した業務内容、ノウハウを案内から実施、計画、報告まで業務委託するもので、近隣市で実施したところでは、実際、受診率が上がっているということでございます。実施した生活習慣改善指導事業、これにつきましては、全て業者に任せるのではなくて、健康増進課の保健師と協議しつつ、また、現場で保健師と立会などをしながら実施してはいたしましたが、県の特別調整交付金がなくなったことによって、国の限度額がある国保保健指導事業交付金に切りかわることとなり、事業内容は変えずに、職員の保健師ができる業務については保健師が実施すると。また、国の補助金の限度額までを利用して、ほかは減額とさせていただいております。

また、健康診査委託に関する受診率でございます。国保の対象者、40歳から74歳までの方の受診率、受診者数でございます。平成26年度におきましては、受診者数1,998人、受診率29%、平成27年度については、受診者数2,068人、受診率30.1%、平成28年度につきましては、受診者数2,078人、受診率31.4%、また、今年度1月末現在でございますけれども、2,003人の受診率30.5%でございます。毎年この受診者数、また受診率が年々上がっているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願ひいたします。

特定健診の委託料が511万6,000円の減ということでございます。こちらの方の理由といたしましては、特定健診は今、健康増進課長が申しましたように、葛城市で国民健康保険加入者で40歳から74歳の方、また市内在住の後期高齢者の加入者の方を対象といたしております。平成29年度は受診目標率50%で計上いたしておりましたが、平成30年度は精査いたしまして、平成29年度の実績見込み2,400人を計上いたしました。この差額が340万円減額となっております。

ます。また、支払手数料の170万6,000円というのを昨年は委託料の方で計上いたしておりましたが、国保の一元化に伴い、予算科目が若干変わっております。今年度より19節の負担金に振りかえをいたしております。それで合計が570万円の減額となることです。規模を縮小したわけではございません。

あと、受診勧奨業務委託料です。こちらの方は32万4,000円の増ということです。こちらの方の受診勧奨業務委託料というのも、国の特別調整交付金の100%をいただける事業でございます。こちらの方は、葛城市の国民健康保険加入者で、平成30年度特定健診対象者で、特定健康診査未受診者に対して勧奨通知を送付し、受診勧奨を行うものでございます。受診対象者を4つのセグメントに分類します。新規の未受診者、あと、医療機関にかかっていない継続未受診者、医療機関にかかっている継続未受診者、また過去3年間、全くかかっていない人という約5,000に9月ごろ勧奨通知を郵送の予定でございます。

以上です。

西井委員長 内野委員。

内野委員 減額になった理由は、19節の方に移行したということで、前年度と変わらないということのご答弁だったと思います。私、本当に健康福祉センターの方で毎年2回にわたっての健康診断をやっていたいただいて、本当にさまざま努力をしていただいておりますのもよくわかっております。メタボ健診なんですけども、非常に最近、心筋梗塞とか脳梗塞がふえているということで、非常に大事な健診やと思います。よく健診を受けましょうみたいな感じのバスも走っているのを見て、受けなあかんなど、そういうふうなことも気づくんです。やっぱり声のかけ合いってすごい大事やなって。「行ったか」、「受けた」という声をかけることによって受診率が上がってくるのではないかなと、大事なことやなと思うんです。今後、受診率、国はべらぼうな目標を言っておりますけれども、葛城市においても目標を1つ1つ定めて、特定健診を受けていただけるように、また引き続き健康福祉センターの方でもご努力いただいて、よろしく願いいたします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 大きな制度変更になったので、お金の流れが私も、県と市でどういうふうなことになっているのか、どういう事務分担になっているのかわからないので、その点についてお伺いします。14ページ。1款総務費のところで、2目の連合会負担金とか共同事業負担金というふうに出ているわけですが、例えば、共同電算事業等負担金というふうに計上されてたり、1目一般管理費の13節委託料でレセプト処理委託料とか、市がやる仕事と県がやる仕事について。そこら辺を、数字だけではなかなか読みにくいので、教えていただけたらと思います。

西井委員長 松村部長。

松村市民生活部長 この別添資料で説明したいと思います。

右の方の保険給付費でございます。一般療養費、療養給付費から下の葬祭費までのことでございます。下の葬祭費支払手数料、出産育児、大きな支払いに関しまして、退職者高額療養費の中でも、うちの窓口で支払いする部分もございまして、連合会の方が現物回しという

形で支払う部分もございますけれども、国保連合会の方で支払う部分につきましては、うちの方で国保連合会が立てかえ払いをします。その立てかえた部分を市の国保会計の方に請求が来るといことで、その支払いは保険給付費として右の方に書いてます②プラス⑥、この中での支払いになるわけでございます。まず、これの財源でございますけれども、左の方に書いております県支出金の普通交付金という部分でございます。これが②に当たる部分でございます。それと、下に⑥と書いておる部分でございます。出産育児金の繰入金という形で、これにつきましては、ルールに基づきまして一般会計の方から一部繰り入れいただいた部分、足し込んだ部分を合わせまして支払いになる部分でございます。という形で、本来であれば保険給付費を担う分を左の歳入でございます、税並びにその下にあります国庫支出金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、こういう県なり国から入ってきたお金を税と足し込んで、右の医療費の支払いをしておったわけでございます。その部分に関しましては来年度からはしないで、赤い部分の収入はどこへ行くのということになりますけれども、これが県で受けるわけでございます。県が市町村から受けた税及び国庫から受けたお金、基金から受ける前期高齢者交付金を合わせた中から各市町村に配分する。その配分が右の中の青字でございます。配分する部分が左の普通交付金と言われる②の部分でございます。③の特別交付金にいたしましては、右の方の下にあります保健事業費でございます。平成30年度の予算でいいますと4,505万7,000円でございます。これの部分の中でございます。③プラス⑧という形で、③が特別交付金でございます。⑧の方につきましては、先ほど課長の方から特定健診のお年寄りの特定健診を実施しておりますという部分でございます。これにつきましては、特定受託事業収入といたしまして、広域連合の方から受けるものでございます。そういう形でお金の流れが平成29年までと大幅に変わったものでございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 事務的な作業としては、どんな割り振りになるのでしょうか。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 谷原委員のご質問にお答えいたします。

例えば、予算書14ページの共同事業負担金ということで、今年度新しく738万2,000円を計上いたしております。これらのものにつきましては、今まで市町村単独で行ってございました医療費通知とか、あとジェネリックの通知とか、そういったものを国保の県単位化に伴って、事務の効率化のために国保事務支援センターというのが連合会の中に創設されます。これを県が全体で行ってもらうこととなります。これに係る費用は各市町村からの負担金で補うことになっております。

以上でございます。

西井委員長 松村部長。

松村市民生活部長 補足でございますけれども、先ほどの資料を出しておりますけれども、単位の表示がございません。単位は千円でございますので、よろしく願いしておきます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 この点についてお伺いしたのは、事務量が市の方で負担が減るのであればええなと単純に思っただけなんですけど、どんなものなのでしょうか。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

どうしても担当部長並びに担当課長は、もともと制度に詳しくございますので、どうしても非常に専門的な説明をしてしまいますが、資料が図示できればいいんですけど、申しわけございません。若干想像いただきたいわけでございますが、従来、市が保険者としてやっていたときに、今年の医療費はどれだけになるかということを想定して、それに見合う分をまず集めます。集めるときに保険税だけでできない分を、例えば国庫の調整交付金なりも全部一旦市に入って、その中から医療費の給付の方です。これは、市で払うべき分を歳出で支出して、国保連合会を通して最終的には医療機関に行く。これが従来の方でございます。基本的な形は、実はこれと同じなんです。ただ、財政基盤を安定化するために、39市町村並びに県も入って、1つのもう少し大きなところで基盤を支えようということで、集めたお金を一旦県の方に送ります。今度、給付のときには県の方からまた市の特会にいただいて、やっぱり市を通して国保連合会にお金が行くという形になりますので、そういったことからいたしますと、森本課長が先ほど申しましたように、例えば、納付率を上げるためのいろんな通知をやるとか、一定の事務で県でまとめてやろうという事務も、ご提案としては若干はございますが、基本的には、集める分は集めると。また、市の方に一旦戻ってきて、それを国保連からお支払いするという意味では、これ、実際にやってみないと業務上わかりませんが、非常に雑駁なイメージで申しわけございませんが、大ざっぱに捉まえているところでは、それほど業務量は変わらないかなというイメージを現在は持っております。

説明になったかどうかわかりませんが、以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 そのほかで幾つかご質問します。

1つは、先ほど内野委員の方からもありました、特定健康診査等事業費のところでも詳しく説明していただきましたので、減額の理由がよくわかったんです。それで19ページの保健事業の中で、ここでも減額が発生しております。保健事業というのは、右を見ると人間ドック助成等もありますから、ここの減額の理由がわかったら教えていただけないでしょうか。

それともう1つ、歳入の10ページ、一般会計からの繰入金ということですが、その説明欄の一番上に、保険基盤安定繰入金1億8,000万円、大きい金額になっています。これがどういうものか教えてください。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 人間ドックの助成の件でございます。こちらの方も若干予算の額が昨年より減っているということですが、今までこれぐらいの目標値というのをある程度持ってまして、そちらの方で予算要求しておりましたが、今年度からはシビアに、実績をもとにさせていただいております。例えば、平成28年度の決算額では225件の479万2,346円でございます。

今年度につきましても、それより若干上乘せはして予算要求をさせていただいておりますが、平成29年度の見込みから、大体249件、500万円を予算計上させていただいております。

それと、もう1件です。歳入の10ページの一般会計繰入金ということで、保険基盤安定繰入金はどういったものかということでございます。こちらの方は、支援者分といたしまして、基盤安定制度に係る負担金ということで、法定軽減の被保険者の割合に応じて、市の方で一般会計の方から繰り入れされるものでございます。あと、7割、5割、2割の法定軽減に対して、市は4分の1を一般会計の方から、法定内として繰り入れが認められているものでございます。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。法定軽減については、こういう形で一般会計からの繰り入れが認められているということですね。わかりました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、この特別会計予算について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

これは、条例案のときにも同じことを申し上げましたので、重なることについてはもう省きまして、この会計の数値のところだけ見て議論させていただきます。歳入の9ページのところを見ますと、本年度と前年度と比べて3,050万円ほど負担が上がっているということです。この分が来年度、いわゆる県単位化に向けて引き上げられた分が、これだけの市民負担になると、3,000万円余りの市民負担を今年度求めることになるわけでありまして、これについては、基本的に私は、国、県の責任が大きいと思っております。最終的には議会で決める権限が市にあるということなので、最終的にここで決めるということになりますから、私としては、国のあり方、県のあり方について、本当に負担増になるということで反対いたします。

更に言えば、収納率の問題を私はずっと取り上げさせていただきました。94%の収納率、3年後には97%になると。今でも3年の平均値をとってるわけですから、葛城市は大幅な引き上げになる。厚生文教常任委員会でも13%近い、来年度に向けて上がるということになりますし、本当に大変な負担で収納率が下がってくる可能性がある。

それから、私が大変今、恐れておりますのは、今年度の国家予算、今、国会で出されてますけれども、税制の改正で所得控除と収入の中のさまざまな控除の比率を変えるということが今、検討されているようでして、例えば、年金生活者は65歳以上から、年金額から120万

円の控除がありますけれども、それを110万円にして、その分、基礎控除を10万円上げるといふ朝三暮四みたいな形でやられているわけです。それから、あと、給与所得者についても、給与所得の控除が、これまで65万円が55万円、10万円減って、基礎控除を10万円上げて48万円にすると。そうすると、総所得額によって住民税とか国保税の計算がされてるわけでありますから、単純に考えると、これは平成32年から実施というふうにありましたから、平成32年から、所得が変わらなくても所得総額が変わると、引き上がるわけです。特に給与所得者の方は、給与収入から65万円引いて給与所得になるその65万円が10万円減るわけですから、当然10万円ほど所得が上がるということになります。税制上の、計算上の所得が上がるということになりますので、それは国保税にも当然かかわってくるわけでありますから、だから、ちょうどそのときに収納率を97%まで上げるといふ県の目標になると、およそ若い人たち、給与所得でありながら国保に入って子どもさんを育てられてるところは大変なことになると。だから、私は、県がこういう形で進められますけれども、本当に子育て世代を直撃いたします。高齢者の方も大変なことになります。また、地域経済という点で言いましても、これだけの負担があれば消費が冷えるわけでありますから、今回の特別会計予算、条例と同様、反対の立場で臨みたいと思っております。

以上です。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 私は、このたびの議第24号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

ご存じのように、国民健康保険制度は国民皆保険を支える医療保険として、地域住民の健康の保持、増進に重要な役割を果たしております。しかしながら、現在の多くの市町村の国保の財政運営におきましては、まず歳出面では、被保険者の高齢化や医療の高度化に伴って医療費が増加しております。また一方、歳出面を見ますと、長引く経済の低迷によって国保税収入が減少しており、大変厳しい運営状況となっております。このような状況のもと、国におきましては、持続可能な国保制度を構築するというため、公費の負担を拡充するという方向に進んでおります。また、平成30年度からは、奈良県におきましても県単位化において、各市町村とともに国保の運営を担い、県が財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担うこととなります。

新年度の予算については、奈良県と協議した保険料方針に基づき計上されております。また、保健事業におきましては、生活習慣病を早期発見、また未然に重症化を防ぐ、そういう特定健康診査の事業を継続的に推進する。また、被保険者の方々の健康の保持、増進に努めるということをやっております。今後も引き続き、奈良県と十分に協議、連携し、葛城市の被保険者の方々が、安定して医療を受けることができるよう努めていただくことを願って、私の賛成討論とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、議第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第31号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議第31号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

1 ページの方をお願いいたしたいと思います。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,640万円と定めるものでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。9 ページの方をお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では382万円を計上させていただいております。2 項1 目徴収費では110万9,000円の計上でございます。

2 款1 項1 目後期高齢者医療広域連合納付金では4億1,082万1,000円の計上でございます。

ページを移りまして、3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金では50万円を、2 目還付加算金では10万円を計上いたしております。

4 款1 項1 目の予備費といたしまして、5 万円の計上でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。6 ページをお願いします。

1 款1 項後期高齢者医療保険料では、1 目特別徴収保険料として1億9,371万2,000円を、2 目普通徴収保険料として1億1,092万1,000円を計上しております。

次に、2 款1 項手数料といたしまして、1 目証明手数料1 万円を、2 目督促手数料1 万円を計上しております。

次に、3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金では169万9,000円を計上しております。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金では1億938万8,000円を計上しております。

めくっていただきまして、5 款1 項1 目繰越金といたしまして1 万円を計上しております。

6 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目延滞金では1 万円を、2 目過料では1 万円を計上しております。同じく諸収入、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金では50万円を、2 目還付加算金では10万円を計上しております。3 項1 目の預金利子といたしまして1 万円の計上でございます。4 項雑入では、1 目弁償金として1 万円、2 目雑入として1

万円の計上でございます。

以上、ご説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 後期高齢者については、これについても値上げが続くということになって、これについても本当に社会保障費全体、国全体の人口が減少になっていく、高齢者の方がふえると。そのために社会保障費が大きく伸びるということで、今の安倍政権では3,500億円に圧縮するというので、伸び率をそこまで下げるということで、その一環としてこういう形で出てきているわけです。私たちとしても、これは国の制度で地方がどうこうできるわけではないのでありますけれども、やはり国民負担という観点から、最終的には地方自治体で決めるということになりますので、この点についても私は反対の立場で臨みたいと思っています。それで質問なんですけれども、6ページの歳入のところで特別徴収保険料、普通徴収保険料というふうにありますけれども、まず、この特別徴収と普通徴収ということがどういうことかということ、まず一つ、お聞きしたいのと、本年度、特別徴収も含めて増額になってます。その増額の理由、これについて、単純に人数がふえたからなのか、制度が改変になったために多少の値上げ分があるのか。そこら辺を基本的にお伺いしたいと思います。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。よろしくお願いいたします。

普通徴収と特別徴収の違いということですが介護保険料が年金から天引きされるという方が特別徴収になります。こちらの方は、年金額が年額18万円以上の方、こういった方が特別徴収になります。あと、普通徴収の場合は、年金額が18万円未満の方、あと、また介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方。介護保険料が年金から天引きされていない方。あと、年度途中で新たに加入した方や住所の移動があった方は普通徴収となっております。

歳入でふえた理由ということなんですが、先ほど委員もおっしゃられましたように、平成30年度は後期保険の方も値上げとなっております。平成28年度、平成29年度は、均等割が4万4,800円だったのが、平成30年、平成31年、2年に1回の見直しとなっております。こちらの方も4万5,200円と均等割が400円の増、0.89%の増となっております。あと、所得割の方も平成28年度、平成29年度は、こちらの方は8.92%だったのですが、こちらの方は平成30年度、平成31年度は8.89%ということで0.34%、こちらの方は減額となっております。ただ、人数の方でございます。団塊の世代とおっしゃる方がどんどん75歳に到達されていく年齢になっております。平成30年度におきましても、75歳に到達される方が、葛城市で一応507名を見込んでおります。年齢到達以外の取得者、例えば、転入とか障害認定とか、あと資格喪失、例えば死亡とかを差し引きましても、昨年よりも年間242人の増を見込んでおります。その分が人数の増、あと保険料の増、この2つの増を合わせまして増額となっております。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。普通徴収、特別徴収ということですが、これ、大変高齢者の方に評判が悪いといいますか、介護保険も天引きされるとということで、特別徴収は年金が18万円以上の方は天引きされると。天引きされると、払うから同じじゃないかと思われるかも知れませんが、手元現金が非常に少ない中でやりくりされてる方にとっては、手元にお金が入って余裕があるときに払おうと思っていることが、そういうやりくりが非常にできないわけです。恐ろしい話ですけど、介護保険と後期高齢者保険で年金額の2分の1になるというような場合もあるわけで、これは大変なことだと思うんです。それで、単純に特別徴収を普通徴収に切りかえてくださいと言えば、切りかえていただけるものなのか。それとも、制度上そういうことはできないものなのか。このことを1つ伺いたいと思います。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。

それは制度でございますので、申し出ていただいても制度的には無理だと思います。

西井委員長 油谷補佐。

油谷保険課長補佐 保険課の油谷です。先ほどの質問で補足でございます。

特別徴収をされてる方が普通徴収の方にできるかというご質問だったんですけども、こちらの方につきましては、後期高齢の保険料について今まで未納がない方で、口座振替で納付していただく届けを出していただきましたら、普通徴収に切りかえることも可能でございます。よろしく申し上げます。

西井委員長 谷原委員、それでよろしいですか。

谷原委員 何もかも天引きされて、これだけ何とかしてくれということをよく聞くので、質問させていただきました。もっと私も勉強しておきます。

あと、意見としてということですが、先ほどありましたように、大変な負担になるということなので、この点についてはやむを得ないかと思うんですけども、できるだけ高齢者が過ごしやすいような形で便宜を図っていただけたらと思います。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 ただいまの谷原委員の質問にもありましたように、法律は2年ごとの改正ということで、今回、保険料率が上がってということですが、これによって歳出、9ページの2款の後期高齢者医療広域連合納付金を納付することになるということにつきましても、もちろん増額になっているわけですが、何か急激に上がることに対する抑制策というか、そういったものが講じられているということだと思うのですが、その辺の説明をもう一度お願いします。

西井委員長 森本課長。

森本保険課長 保険課、森本です。川村委員のご質問にお答えいたします。

歳出の9ページの後期高齢者医療連合会負担金と申しますのは、歳入で入りました葛城市の後期高齢者の方の納付金を、そのまま連合会の方にまた振りかえするというものでございますので、歳出と歳入が連動しているということでございます。入った分をまた広域にそのまま流すということでございます。

西井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありますか。

谷原委員。

谷原委員 反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの国保の件もそうなんですけれども、基本的に互助組織のような形で、国民が支え合うという形でこうした医療制度が成り立っているというのは承知しているところでありますけれども、しかし、支払えないぐらい高くなってまいりますと、そのために結局見込みを修正しなければならなくなって保険料が上がると。保険料が上がると、また払えない人がふえると。言ってみれば、制度そのものが維持できないようなことになるので、やはり制度がある程度安定するように国庫からのお金が要するというふうに私は思っています。だから、全て同じ論点ということになりますので繰り返しません。私は、大学時代、同じ恩師の方の講演会を聞いたときに、財務省が社会福祉のあり方についてよく、10人で1人お年寄りを支えてたのが、これからは3人に1人、2人に1人で支えなあかん時代が来るんだということ、当時、もうマスコミでは散々流されていたけれども、これは経済学上間違いなんです。人口で割るとそうなるけれども、経済学的には、例えば自動車だって、昔は100世帯で1台しか持てなかった自動車が、今日では1人1台の時代になってくると。つまりそれは何かというと、1人当たりの生産性が高くなる。国民的な生産性が上がってくると、つまり1人で生み出す社会的富がふえるので、その分高齢者を養うお金が出てくるんだと。だから、あれは非常にわかりのいい議論で、国民にそういうことが浸透してしまったけれども、そのために年金も払いたくないという人が出てきたり、非常にマイナス面が出てきたと。だから、ただ、日本はこの20年間、本当に経済的生産性が上がってきておりません。本当に社会的停滞、衰退の過程みたいなことが出てきているわけで、そのために国は大きな借金をずっとふやしておりますし、それでも社会保障費を削っていかなければならない。これは国のかじ取り全体の問題に、日本共産党は考えているわけでありましてけれども、そういう観点から、大きな意味で本当に日本のあり方が問われる問題なんですけれども、実際にはこの小さな葛城市で議決していくことになりますので、私としては、こういう全体的な議論の流れの中で反対するというので討論をいたします。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

川村委員。

川村委員 議第31号の平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化社会の中で増大する高齢者の医療費を国民全体で支えるために創設されたものと認識しております。平成30年度の予算は、法律に基づく2年ごとの保険料の見直しに伴い、歳入では保険料が増額となっており、また保険料軽減措置による一般会計から補てんされる保険基盤安定繰入金が増額となっています。一方、歳出では、歳入の保険料の増額に伴い、広域連合へ納付する後期高齢者医療広域連合納付金が増額となっております。後期高齢者医療制度に運営する広域連合におきましては、保険料が上昇した分を負担するという抑制策を講じられているということでございます。高齢者の方々には、今後安心して医療を受けられる持続可能な制度にするために、今後とも県並びに広域連合との連携を密にさせていただきまして、より一層安定した高齢者医療制度の構築に向けて努力されることを望みまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第31号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、議第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第29号、平成30年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

松村部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議第29号、平成30年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

最初に、まず1ページの方をお願いしたいと思います。

まず第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,480万円と定めるものでございます。

事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。8ページの方をお願いしたいと思います。

1款1項1目霊苑事業費では627万2,000円の計上でございます。

次に、2款諸支出金、1項基金費、1目霊苑整備基金費といたしまして832万8,000円を計上しております。

めくっていただきまして、3款1項1目の予備費でございます。20万円の計上でございます。

歳入に移らせていただきます。6ページの方をお願いします。

1款使用料及び手数料、1項管理料、1目霊苑管理料では301万9,000円の計上でございます。1款2項1目霊苑手数料では2,000円の計上、3項1目霊苑使用料では675万円の計上でございます。

次に、2款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑整備基金繰入金では356万4,000円の計上でございます。

次に、3款1項1目繰越金では100万円の計上でございます。

めくっていただきまして、4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金として46万5,000円の計上でございます。

以上でご説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 それでは、歳出8ページの霊苑事業費の中の11節需用費でございます。消耗品費として18万円、それから修繕費として30万円、それぞれ上がってございます。内容についてまずお尋ねをいたします。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課、吉村です。よろしく申し上げます。

ただいまの消耗品費につきましては、墓地の名札、新しく新規募集する予定をしておりますので、その場合の名札と、それに、あとは墓地供養のときのお花と、あとは薬剤、殺虫スプレーとそのほか消耗品がございます。

修繕料につきましては、主にイノシシ柵が壊れた場合の補修等に充てたいということで上げさせてもらってます。

以上です。

西井委員長 増田委員。

増田委員 日々霊苑を利用されている方からの、これは共同で使うものですので、いろいろと行儀の悪いというか、ルールを守っていただけない方等のことも含めてかと思うんですけども、置いていただいている備品が不足してるとか、偏ってるとか、いろいろそういうご意見を頂戴しております。また、洗い場のところも、どうも使い勝手が悪いというようなこともいろいろとお聞きをしております。一方通行になってぐるっと回るような形になってるので、どうしても偏りが出るのかなど。日々の霊苑の管理といいますか、いろいろとそういうトラブル、水道が出しっぱなしになってるとか、そんなことはないとは思いますが、日々の管理等についてはどのようにされてるのか、再度お尋ねをいたします。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 日々の管理としまして、委託料の中の緑化植栽管理委託ということでシルバー人材センターさんをお願いしているもので、その中に今おっしゃっているような、例えば、バケツ

が壊れてるとか、そのほかもろもろの情報をその都度いただいております、それに対応している次第です。

以上です。

西井委員長 増田委員。

増田委員 以前は山麓公園管理事務所とか、そういうところに駐在されていたと思うんです。常駐でシルバー人材センターが霊苑の管理をしてるというわけでもない。定期的に行かれるということというふうに解釈すれば、これ、どうなってるんですかみたいなことを利用者がお尋ねするという、そういう管理室というものがあるのですか。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 山麓公園事務所に常駐が1名おります。シルバー人材センターの職員もそこに常時おります。

以上です。

西井委員長 増田委員。

増田委員 私もそういうふうに認識をしておりました。ただ、名称が山麓公園管理事務所となっておりますので、ここの霊苑の管理事務所というふうには、市民の方々はほとんど認識がないんです。何かあったとき、困ったときにここにおられるということがわかれば、その都度ご相談にも行けるのかなど。表の看板をどうするかというのは別といたしまして、そういうお問い合わせについては、もし何かありましたら山麓公園事務所にお尋ねくださいと、そういうふうなことをしていただければ、いろいろと日々の小さな問題も、大きな問題にはならないというふうなことになるのかと思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

内野委員。

内野委員 8ページの1目23節償還金利息及び割引料の実績を教えてくださいと思います。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 環境課の吉村です。ただいまのご質問にお答えします。

これは、墓地を返還される方の件数でございます。現在、確認してる件数が、区画にはA区画、B区画、C区画があるのですが、A区画で2件、B区画で14件、C区画で2件、合わせて18件の今、返還が行われてます。

以上です。

西井委員長 内野委員。

内野委員 返還が昨年よりもふえてるように思うんですけども、その理由がわかりましたら教えてくださいませんか。

西井委員長 吉村課長。

吉村環境課長 その理由につきましては、もちろん不要になったという中において、例えば、転居で遠くに行くようになった。あるいは子どもさんとかがいなくて、墓守がいなくなった。そういうふうな理由が一番多いです。

以上です。

西井委員長 内野委員。

内野委員 確かに少子高齢化に伴って墓守がいなくなるというのは考えられるかなと思います。私も一般質問で合葬墳墓、また納骨堂等々の質問をさせていただきましたが、やはりこれから子どもさんも遠くの方へ行かれて、なかなかこっちに帰ってこれないというのも多く聞かせていただきます。それと、生活に困窮された方々においても、今後、後を見てもらう人がいないというご家庭においても、納骨堂、また合葬墳墓のことも今後お考えいただいたらと思いますので、これは要望でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第29号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

3時半まで暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時18分

再 開 午後3時30分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

次に、議第25号、平成30年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

それでは、ただいま上程になっております議第25号、平成30年度葛城市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

お手元の予算書の、まず1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。まず、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億9,200万円と定めるものでございます。

また、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,800万円と定

めるものでございます。

それでは、保険事業勘定の方から、事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。14ページをお願いいたします。

まず歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では197万9,000円を計上、2目連合会負担金では93万円を計上、3目計画策定委員会費では16万円を計上いたしております。2項徴収費、1目賦課徴収費では129万7,000円を計上いたしております。ページめくっていただきまして、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費では955万6,000円を計上、2目認定調査等費では1,999万5,000円を計上いたしております。

2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では23億538万3,000円を計上、2目介護予防サービス等諸費では1億400万6,000円を計上いたしております。2項その他諸費、1目審査支払手数料では269万8,000円を計上いたしております。3項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費では6,244万円を計上いたしております。またページめくっていただきまして、4項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費では1億2,576万1,000円を計上いたしております。

3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費では7,742万円を計上、2目介護予防ケアマネジメント事業費では1,388万5,000円を計上いたしております。2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費では2,103万2,000円を計上いたしております。ページめくっていただきまして、3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談・権利擁護事業費では279万7,000円を計上、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では584万6,000円を計上、3目任意事業費では3,520万4,000円を計上いたしております。

4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金では1万1,000円を計上いたしております。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では47万円を計上、2目償還金では8万円を計上、ページをめくっていただきまして、3目第1号被保険者保険料還付加算金では5万円を計上いたしております。

6款予備費、1項1目予備費では100万円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。10ページの方にお戻りいただきたいと思っております。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では6億5,730万2,000円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料では1万円を計上いたしております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では4億4,650万7,000円を計上いたしております。2項国庫補助金、1目調整交付金では1億116万2,000円を計上、2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では2,247万7,000円を計上、ページめくっていただきまして、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では1,689万1,000円を計上、4目総合事業調整交付金では437万円を計上いたしております。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金では 7 億 208 万 7,000 円を計上、2 目地域支援事業支援交付金では 3,034 万円を計上いたしております。

5 款県支出金、1 項県負担金、1 目介護給付費負担金では 3 億 9,860 万 4,000 円を計上いたしております。2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では 1,405 万 2,000 円を計上、2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では 845 万円を計上いたしております。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金では 1 万 1,000 円を計上いたしております。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金では 3 億 2,503 万 6,000 円を計上、2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）では 1,404 万 2,000 円を計上、3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では 844 万円を計上、4 目その他一般会計繰入金では 3,390 万 7,000 円を計上、5 目低所得者保険料軽減繰入金では 710 万 2,000 円を計上いたしております。2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金では 100 万円を計上いたしております。

ページめくっていただきまして、8 款繰越金、1 項 1 目繰越金では 1 万円を計上いたしております。

9 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者延滞金では 2 万円を計上、2 目過料では 2 万円を計上いたしております。2 項預金利子、1 目預金利子では 2 万円を計上いたしております。3 項雑入、1 目第三者納付金では 10 万円を計上、2 目返納金では 2 万円を、3 目雑入では 2 万円を計上いたしております。

続きまして、サービス事業勘定の歳出の説明をさせていただきます。25 ページをお願いいたします。

歳出の方から説明します。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では 389 万 6,000 円を計上いたしております。

2 款サービス事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費では 2,399 万 4,000 円を計上いたしております。

3 款諸支出金、1 項 1 目償還金では 1 万円を計上いたしております。

4 款予備費、1 項 1 目予備費では 10 万円を計上いたしております。

続きまして、歳入でございます。24 ページをお願いいたします。

1 款サービス収入、1 項 1 目介護予防サービス費収入では 1,864 万 7,000 円を計上いたしております。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金では 934 万 3,000 円を計上いたしております。

3 款諸収入、1 項 1 目雑入では 1 万円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方よろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内野委員。

内野委員 2点お聞かせいただきます。18ページの3款、13節委託料、認知症予防教室委託料300万円計上されておりますが、これは、昨年はなかったように思うんですけども、内容をお聞かせいただきたいということと、もう1点でございます。20ページ、3目の12節役務費の中の成年後見制度利用支援事業手数料なんですけれども、成年後見人制度を利用されておられる件数、また、内容もお聞かせいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

認知症予防・普及啓発事業の件でございます。認知症予防・普及啓発事業は、昨年、介護予防の中で通所型という形でやっておったわけですが、今回、認知症予防を一般の介護予防事業として位置づけを計画で変えさせていただきました。平成29年中は短期集中型でやっていった方が効果があるのではないかとということでしたが、今回、予算としてはこちらの方で組みさせていただいております。

続いて、成年後見人制度の、その目的ですが、困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活ができるよう、専門的、継続的な視点から支援をすることを目指しております。そういう意味で、成年後見をする費用としまして、後見人の費用をここで計上させていただいている次第でございます。また成年後見の対象者の人数でございますが、今現在5名の方が対象となっております。

西井委員長 内野委員。

内野委員 今、成年後見人制度の利用対象者が5名ということで、この費用が計上されているということでございますね。これからも高齢化になって、独居の方がおられて認知症にもなられたら、やっぱりこういうような制度はかなり必要になってくるかなと思います。またよろしく願いいたします。

認知症予防教室委託料、私、理解がもう一つできなかつたんですけども、今まではいろんな事業所をお願いしてた分を市で何かするというのと捉えてよろしいんですか。すいませんけど、もう一遍説明をお願いできますでしょうか。

西井委員長 鬼頭補佐。

鬼頭長寿福祉課長補佐 長寿福祉課、鬼頭と申します。よろしく願いいたします。

総合事業が始まるまでは、二次予防教室ということで認知症の傾向のある方に、それ以上進まないようにということで教室をずっとしておりまして、総合事業が始まりましてからは、介護予防生活支援サービス事業ということで、同じようにチェックリスト等で少し認知症の傾向が出てこられた方に、これも委託事業で実施しておったんですけども、平成30年度としましては、地域の公民館に出ていきまして、同じく委託事業で市の職員が直接行ってという事業ではないんですけども、認知症予防についての啓発を広く地域に出向いて行って広めていこうという内容のものでございます。

西井委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。よくわかりました。地域に出向いて認知症予防の教室を開いていただけるということでございます。どうかよろしく願いいたします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 関連といたしますか、認知症のことについてお尋ねをいたします。認知症については、私の身近な方で認知症の方もおられます。先ほどお尋ねやった成年後見人制度もあるわけなんですけども、何せ認知症の方というのは、常にそういう症状というか、ふだんは普通に生活されてて、時折そういう症状が出る。本人もそんな自覚もないということで、認知による誤解とか、特に高齢者で生活されている方で、そういう場面も私、出くわしたこともございますけれども、自覚がないというのは、自分は認知症ではないと思っておられる方をどうやって助けてあげようかとか、それから、後見人をつけて金銭的な管理も全部任せてしまうと、こういう制度かというふうには私は認識してるんですけど、そういうことがスムーズに指導できるのか。市として、そういう相談対応について、どの辺までご指導いただけるのか。近所でいろいろ問題が出てますので、その辺のところをお聞かせ願いたい。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

ただいまの増田委員の、認知症の方の対応をどのようにしているのかというご質問だと思います。まず予算的な部分で申し上げますと、20ページの地域支援事業、3項包括的支援事業・任意事業という項目がございます。その、19節負担金補助及び交付金のところに認知症ケア向上推進事業補助金というものと、啓発事業等が記載されております。それ以外に、認知症サポーターの養成講座といった事業を展開しております。皆さん、このカキ色の輪っか、ご存じでしょうか。認知症の講習を受けていただいた方々に対してこれをお配りしているものでございます。こういった形で、先ほど委員がご指摘のように、やはり私どもの活動の中においても、包括支援センターの窓口で言ったことに対しても、結構認知症の場合は誤解を招くということがありますので、予防的に市民の皆様こういう講習を受けていただく機会を設けるような計画に今回はなっております。それと、それに加えて、その方々が集まれる場所ということで、先ほどの認知症ケア向上推進事業補助金という形で認知症カフェがございます。これを今年は補助という形で進めさせていただきたいと考えてます。今までは委託でやってましたが、補助という形であれば、できるだけもう少し広げて数をふやすことができないかということで、今回予算化しております。そういった工夫をしております。以上です。

西井委員長 増田委員。

増田委員 やっていただいているというのは、私も認知サポーター研修、議員の皆さん受けていただいて、全員3年前ですか、やらせていただいたので、勉強はさせていただいたというのは承知してます。こういう制度もいろいろと取り組んでいただいているというのも承知しております。ただ、先ほど申し上げましたように、近隣にそういう方がおられて、なかなか自覚のない認知症の方、恐らく認知症の方の半分以上が、自分は認知症ではないと思ってる方の認知症の方が一番ケアしにくいのかなと。助けてくれと言われる方は助けてあげられるんですけども、私は健康やと思っている人に手を差し伸べて、ありがとうとなかなか言ってくれな

い。構うとか、私をばかにしてるのかと、認知症の方にもやっぱり人格がございまして、その辺のところでも非常に地域でも困られている事例があるということなんです。そういう場合の、近隣の方が、あそこのおばあちゃん、最近いろいろと悩み事が多いみたいなんですけどもというふうな情報を、例えば、地域包括支援センターにご相談なされると。そこからそういういろんなご相談に乗っていただけるようなアドバイザーが出向いて行って、おばあちゃん、どうしたの、何かあったのみたいなどこから入っていくというふうなお取り組みをしていただけたら、していただいているんでしょうねと、その辺のところを聞いてるんですけど。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 ただいまの包括の活動で、今、質問いただきました内容、特に認知症の方の場合、そして、そういう相談が来るときには、まず、要介護度が出ておられる方が多いです。担当しておるケアマネージャー、民間の方が担当しております。当然、困難事例として対応に苦慮してることも多くございます。できるだけ皆様もそういったお話を聞かれましたら、ぜひ私どもの方へ情報をお寄せいただけたらと思います。それと同時に、当然私どもの方にも、そういうケアマネージャーさんの方から連絡が来ます。連絡が来たときに、ベテランのケアマネージャーが必要になってきます。これは、包括支援センターの中でも主任ケアマネという一定資格を持った者を配置しております。その者が中心になりまして、今現在その方を担当してサービスを手配してくれてるケアマネージャーさんに対してバックアップを行ってるという状況でございます。そのバックアップを行うと同時に、地域の民生委員さん、区長さん等にも声をおかけさせていただいて、どうやって解決していくかという話を行っていきます。中には個別解決型の地域ケア会議という、通常、ケア会議とよく言ってるんですが、種類の中でも個別解決型という種類になります。そういった解決型で、皆さん関係者に集まっていただいて解決しようという会議も開催しております。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。そういう1つのチームプレーといいますか、地元の民生委員さんもいろいろとご相談窓口として機能していただいているとは思いますが、市もこういう体制で認知症の対応に当たっていただいているということは、非常に心強い限りでございます。広報紙等でも、そういう啓発活動をやってます。お気づきの点がございましたらご相談みたいな啓発も、またあわせてしていただけたらと思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

吉村委員。

吉村始委員 介護サービス事業勘定の方で、24ページでございます。1目で介護予防サービス費収入というのがありまして、これが対前年度比1割ほど減ってるということで、介護予防サービス計画費収入というもの、それがどういうものかという具体的な説明と、どういった理由で減ってるのかお教えいただけたらと思います。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

ただいまの吉村委員のご質問で、サービス事業勘定の収入の介護予防サービス収入についてでございます。これ、包括支援センターで介護予防のためのケアプランを作成したときに、国保連合会に請求させていただいて、収入として上げている費用でございます。これにつきましては、昨年の実績に基づいて収入額を上げておりますので、今回、実績がこのようになってきておりましたので、実績に合わせて下げさせていただいた状況でございます。

以上でございます。

西井委員長 よろしいですか。

吉村始委員 結構です。ありがとうございます。

西井委員長 ほかに質問はありますか。

川村委員。

川村委員 先ほどの増田委員の認知症の生活支援事業のことについて、その中で、19ページの任意事業の中の役務費、徘徊高齢者家族支援事業基本料というのと、それから、次の20ページの家族介護慰労金支給事業というのがあるんですが、今、認知症というのがこれからふえ続けていく中で、非常にこれは大きな課題やと私は思っております。認知症予防に該当する対象者が見えにくいという現状あるんですけども、そういった方が認知症になって、近所の人がちよっとおかしいかなと思うような状況に気づくために、認知症のためのサポーターというのを養成されて、みんなしていろいろと、その人がいろんな知識を得て悪化していかない何かサポートができないかという事業だと、これもよく理解させていただいてるんです。認知症の場合、大体要介護に認定されると思うんですけども、要介護に認定されて、それでデイサービスに行かれる。毎日行かれないので、その間はおうちにいらっしゃるといような中で、家族さんの負担というものがこれから数がふえてくる中で、どういう対応をしていかなあかんのかなというところは、まだまだ今、介護予防のそういう取り組みの方を先に確立していかないといけませんので、その課題が非常にあるんですけども、家族さんのための支援事業というものに対してお聞かせいただきたいんですけども。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

ただいまの川村委員からご質問いただきました、徘徊高齢者家族支援事業基本料、これ、役務費で上程させてもらってますが、この役務費で出させていたでいる費用につきましては、要は認知症になられた方というのは把握できておりますので、その中でもGPSをつけて、もし徘徊された場合に見つけるための費用でございます。内訳は、そういった機械代と、それと徘徊高齢者の検索配信システムからのデータをいただくための費用となっております。今現在、この分につきましては、48の企業さんに私どもお願いしまして、もし該当する方が、登録しておられる方がおられなくなったという場合には、その企業さんの方をお願いしまして協力願うという協定を結ばせていただいております。また、この分につきましては、日ごろから家族さんにとっても、徘徊されたときのことを考えまして、予算上には消耗品費の中に入れてますが、そういうワッペンとかそういうようなものも私どもの方で準備させていただいております。

それと、20ページの家族介護慰労金支給事業でございます。これは、重度の要介護者を在宅において介護をしている介護者に対して介護慰労金を支給するという目的のものです。基準日は9月1日で毎年行っておりまして、基準日より1年間、重度の介護者を介護していた家族の方という条件をつけているものでして、今回、予算としましては、要介護4の方が25名、要介護5の方も25名という形で、あと、全くサービスを利用しておられない方2名で、合計予算として組ませていただいている状況でございます。

それと、今、人数を述べましたが、要介護4の方につきましては、年間で1万円を支給させていただいております。それと、要介護5につきましては2万円を、それと、在宅にいて全くサービスを受けていない方という、全ての条件を満たされる方については10万円という形で支給しております。

以上です。

西井委員長 川村委員。

川村委員 なかなか私たちには見えにくいところなんです、家族介護が今回の地域包括ケアシステムの一番根本的な考え方というのは、皆さんご存じだと思うんですけども、でも、なかなかできないという現実の中で、やはり皆さん介護は大変なので、いろんなサービスを行政に求めていくという状況なんです、例えば、要介護3以上しか特養に入れない。認知症の状況と家族さんの介護と、それと、そのサービスが受けられる範囲以外に、今回、生活支援総合事業の中で要支援だけのものだと思うんですけども、例えばそういった重度になっていくだろうという非常に不安な状態を抱えている家族さんに対して、これから総合事業の中でそういったサポートというのが、認知症に対して取り組まれていく方向性はあるのかどうかを聞かせていただけますか。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 今ご質問の、認知症の方を家族で支える方針については、今回の第7期の計画におきましても、認知症の総合支援事業という形で一連の流れとして組んでおります。認知症のサポーターさん、認知症カフェ、そして認知症の初期集中支援チーム、そして認知症地域支援推進員さん、認知症のパフレットとかをつくって広報しますケアパス、そして、先ほどご説明しました徘徊高齢者等に対するSOSのネットワークの構築事業、そういった形で認知症の方への支援に対しましては、今回の計画ではきちっと位置づけされたものとなっております。

西井委員長 川村委員。

川村委員 認知症に特化した取り組みが非常に前進しているというのは、私がかつてから質問させていただく中で本当にいろいろなやり方を考えていただいて、前進をしていただいている。非常に評価させていただきます。それで、また、地域ケア会議の中に個別解決型ケア会議、この地域ケア会議が非常に包括の中では大事な仕事やというのは、1つは、今までの介護給付サービスを受けられてた方が総合事業でいけないかと。要するに介護保険のバランスを保つためにそういった事業が今回は包括事業の中で組み込まれてるわけですので、そういった事業の中に地域ケア会議による個別の会議というんですか、それは非常に大事なことに

なってくるというふうにはずっと私は思ってるんですけども、個別解決型ケア会議という、このような内容のケア会議については紹介されたことがなかったので、これについて、これからこの数についてはふえてくるだろうと思うのですが、第7期の計画ではこの枠というのは、ケアマネさんたちとの話し合い、ケア会議の中に入ってると思うんですけども、その辺の状況についてお尋ねをいたします。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 地域ケア会議の内容と推進状況です。地域ケア会議につきましては、個別事例についての関係者及びアドバイザーで検討することで、困難事例への対処や自立支援への方策を見出し、また、その他地域の現状から抽出した課題を会議で検討することで関係者の課題の共有と連携が図れ、課題解決のための施策づくりを進めていくことができることを目的としております。まず、先ほど申しました個別解決型の開催ですが、平成29年中に開催した回数は4回でございます。あと、自立支援型といいます分もございまして、これは、自立を支援するためのケア会議を開催したのが2回でございます。それと、地域課題解決型は今まで、平成28年度はやっておりませんで、今月初めて、3月になって1回開催した状況でございます。この分につきましては、今後も強化していきたいと考えております。

西井委員長 川村委員。

川村委員 非常にいろいろといろいろな方面から今回の介護に対しての取り組みが、まだ試験段階というようなどころもありますけれども、お願いとしまして、このまま順調に進めていただきたいと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 後学のために教えていただきたいことがございます。歳入の13ページ、9款諸収入の中で過料という目があるんですけども、過料というと一般的に何らかの懲罰的な意味合いがあるのかと思うんです。ここに至って懲罰の意味合いは一体何かと考えてわからないので、これだけご説明をお願いします。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

ただいまの奥本委員からのご質問の、介護保険料における諸収入の延滞金加算金及び過料という欄でございます。申しわけございません。詳しい資料を持ち合わせておりませんが、私の記憶では、延滞金に対する過料という形であったと記憶しております。ただ、この事例がございまして、実績がない金額になっております。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

少しだけ補足をさせていただきます。委員お問い合わせのときに、懲罰的などというご表現がございましたので確認ということで、過料と音読みで読む字に、法律上、実は2種類ござ

いまして、理科の科でとがといますか、こちらの方の科料と、過ちという過料と2種類ございまして、委員最初におふれいただいたのは、刑法上の罰金幾らとか、あちらの方の科料で、まさに理科の科と書く方の科料でございまして、これはまさに懲罰的な意味合いでございまして。こちらの方の過料は、払うのがおくれたとか、そういったときに課される加算金的な場合にこういった字で表現をいたします。内容につきましては、また判明次第ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 過料に2つあるということは勉強させてもらいました。ただ、払うのがおくれたというのは、それは延滞金に入るのではないかと思うので、あえて過ち料と設定して毎年計上されているということは、何か問題か事件があったのかなと思った次第でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 介護保険については非常にわかりにくいので、基本的なところからお伺いしたいんですけども、まず歳入のところなんです。まず介護保険料があります。次に大きいものとして、国庫支出金があります。次に、支払基金交付金、これがよくわからないので、このことをお伺いしたいのと、あと、県支出金があつて、主などこへ行くと繰入金ということで、市からも繰り入れをやってます。大体そういうことで歳入合計を出して歳出と合わせるということで、歳出の方の主なものは保険給付費になろうかと思うんですけども、これは、法律的に比率が決められているもので、どういう比率になっているのかということ、歳入のことでお伺いします。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。支払基金の分ですが、2号被保険者といまして、介護保険の負担には40歳から65歳までの方に負担していただく2号被保険者と、それと65歳から以降、私どもで集めさせていただき介護保険料とに分かれております。そのうちの2号被保険者が納めていただいた費用につきましては、支払基金の方から葛城市の方にお金が回ってまいります。その分が先ほどの4款支払基金交付金という形になります。

次に国、県、市等の費用負担の割合でございます。保険給付費につきましては、国庫負担金が20%もしくは15%、調整交付金としまして5%が国の分の費用となります。それと、県の負担金は、保険給付費では12.5%もしくは17.5%。あと、市からの繰り入れは、12.5%となります。あと、地域支援事業費の方になります。これにつきましては、国庫補助金が20%、県補助が12.5%、支払基金の方が27%、それと国の調整交付金分が5%ということになります。それと、地域支援事業の3項の分につきましては、国が38.5%、県が19.25%、市が19.25%というふうな形になっております。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 余り細かくおっしゃっていただいても、私も余りよくわかってませんので、大きいところ

でおっしゃっていただいたら結構なんですけれども、というのは、国保の場合でしたら一般会計の繰り入れというのは非常に限られているんですけども、介護保険の場合は、法定でかなりの比率で市から繰り入れされている。つまり、高齢者の方がふえ、対象者がふえていくと必然的にふえていくということなんです。そこで地域包括センターの問題とかケア会議の問題が私は出てきていると思うんです。これからどんどん高齢者の方がふえて財政負担がふえると。それでどうしていかうかという大きい議論がなされているのだろうと思うんです。この間の条例改正もそういうことだと捉えているんですけども、その意味で気になったのが、17ページの3款地域支援事業費の中の2目介護予防ケアマネジメント事業というところで、大きく前年度よりも減額されてるということで、これは、ほかのどこへ移したのかなとは思いますが、ここら辺のことの説明を1つよろしくをお願いします。

それから、19ページの地域支援事業、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費というところで、これも大きく前年度と比べて減っているんで、本来、包括ケアマネジメント事業を重視していく方向かなと思ってたんですが、予算の項目上減額になってるので、それをお聞かせください。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 ただいまご質問の、地域支援事業、介護予防生活支援サービス事業のうちの介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、保健師2名分につきまして、1名分につきましてはその次の一般介護予防事業の方に移行させておりますので、その分の費用が移っております。それと、もう1人につきましては、一般会計の方で予算を見ていただく形をとりました。それと、ここには主任ケアマネの嘱託員が昨年が入っておりませんでしたので、報酬のところでは1名を計上しております。そういった関係上で、全体として費用が下がっております。それと、その次のページの包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の減額でございますが、これにつきましても1名分を一般会計で見えさせていただきまして、それと、そこにプラス主任ケアマネ1名、臨時職員1名を増加させております。実質的にサービスは全く低下しておりませんし、逆に人員を増加させていただいておりますが、結果としましてこの数字が下がってるという形になっております。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ほかの部分で人の配置がとられてるということで理解しました。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 先ほどの認知症のことについても非常にきめ細かな対策をとられてるということで感心したところなんですけれども、私ども、地域でいろいろと活動してますと、いろんなご要望を聞いたり相談を受けたりするんです。ところが、地域支援事業1つとっても、役務費で徘徊高齢者家族支援事業、13節委託料で食の自立支援、栄養改善事業とたくさんの事業のメニューが入ってるんです。その中で、例えば、家族介護用品支給事業とかいろんな事業がありまして、事業者さんは要介護の方を把握されてますので。事業者さんを通じて申請して欲しいというふうなルートになるのか、それとも家族が直接市役所に申請しなければならないの

か。また先ほどありました家族介護慰労金支給事業で、お金1万、2万円、10万円の話が出てまいりましたけれども、そういう申請も施設に入っておられる方は、事業所からの申請で1万円、2万円出されるのか。家族だけで見ておられる重篤な方、要介護認定5の方については、施設ではわからないわけですから、家族の方が何らかの形で申請されるのか。そこら辺のことがよくわからないんです。それぞれの事業の細かい内容は結構ですので、どういう形でその方たちを行政の方が把握されて支給ということになるのか。そこら辺のことを教えてください。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

ただいまの谷原委員からのご質問で、どのようにして対象者を把握しているかということですが、地域包括支援センターは、そういった要望とか助言とかをするために情報収集、ネットワークをしております。その代表的なものとしましては、民生委員さんからの情報がございます。年に1回、ひとり暮らしの方のおうちを民生委員さんが回っておられる、その情報を全て集約してるのも包括支援センターの方でさせていただいております、日ごろからそういった情報につきまして、できるだけ相談等も受け付けさせていただいておりますので、ぜひ、そういうようなお話がございましたときには包括支援センターの方へお話しいただけたらと思います。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 これは要望になるわけですけれども、私も制度が非常にわかりにくいということもありますし、サービスも非常に多様になってます。今お聞きすると、民生委員さんということですが、我々のところにも相談があったりするので、ある程度介護保険制度の全体像がわかってたら援助できやすいということがあります。それでお願いなんですけど、この前の厚生文教常任委員会でもお話ししましたが、何らかの形でわかるものがあればいいんですけれども、1回勉強会か何かでもしていただけたらありがたい。介護保険の事業計画は、3年に1回の見直しということで、介護保険料の決定に当たってもいろいろ審議され、あるいはネットで上げて市民の方々からご意見をいただくということをやられた。そして介護保険事業計画の決定後に全員協議会で説明があつて、私たちも理解不足で決定していくということになりますので、また次年度に向けてとかいうこともありますので、どこかで、議会も努力しなければならぬのかもわかりませんが、新人議員だけでも何かそういう勉強会を設けていただいたら、お役に立てることもできるかと思っておりますので、ぜひ、これは要望しておきます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 今、谷原委員が7期の計画について言われたんですけども、介護保険料が標準で960円アップするという、この需要と供給、利用者と負担者とのバランスを、これからどう影響してくるかというのがこの7期の一番大事なことだと思うんです。基金が1人70円ぐらいしかないという状況なので、もう基金は使えない。そうなってくるとサービス事業費を抑えていく

ということも大事やし、要するに介護を受けない状況にする。要介護とならないような取り組みにつきましては、葛城市は以前から健康に対して老若男女、年齢問わず頑張っていたと思うんです。これから7期が非常に重要な、基金もないので、更にまたどれだけ次上がるかとなってくると、非常に皆さん、はらはらどきどきする状況になりますので、7期の中で我々も、さっき谷原委員が言われたみたいに、現状を把握する。3年間全く検証しないというのはいかがかなと思いますので、そういった勉強会をしたいという気持ちもありますし、またそれについては我々もしっかり勉強しないとイケませんので、これも要望というか、現状の中でその認識をしておかなければならないことを言わせていただいただけですので、もし、市長、その方向性について答弁があれば、所見をお願いします。

西井委員長 市長。

阿古市長 介護保険制度につきましては、行政のサービスとしては非常に新しいサービスでございます。6期が終わったわけですから、18年というまだ新しいものでございまして、制度としては措置から契約に変わったというそのサービスの内容に沿ったものの制度でございます。それで、基金がないという話でございますけども、一応3年ごとに区切ってる大前提がございまして、介護保険料を設定するわけなんですけども、3年間終わってプラマイゼロに持っていくというのがベストの計画であるという設計のもとに始まっております。ですから、介護保険料を上げました初年度は、給付額との差で若干黒字が出るでしょう。2年でプラマイゼロ、3年で若干赤字になるでしょうというシミュレートをもって3年分の介護保険料を設定するわけでございます。介護保険制度といいますのは、初めは非常に手を広げた部分からスタートしております。ですから、制度設計が非常に甘うございましたので、その制度をかなり厳しい形に変えております。先ほどご意見ありました特養の問題も、要介護3からということになったのもそうでございますし、要支援を介護保険制度から外したというのもそのとおりでございます。本来でしたら介護給付費でサービスを提供していた部分も、総合事業の方で取り入れるようにという形で、給付額を抑えようという形でその制度を維持しようとしているわけでございます。

全般的に申し上げますと、例えば、介護にかかわらず医療もそうですけども、年金もそうなんですけど、日本の社会保障制度そのものが悲鳴を上げてる中で、いろんなやり方をとっているわけです。年金の場合については給付年齢を上げることによってバランスをとろうとするし、医療保険の場合でしたら、国保の場合に限りますけども、県単位化により広範囲に広げることによってある種バランスをとろうとしている。介護保険の方は、サービスを絞ることによってバランスをとるような形になっております。それで、これの傾向というのは、ある種、年齢構成が今の状態である以上は、当分続くであろうと思われま。その中で果たしてどこまで市民の皆さんが耐えられるのかという議論になってくるように思います。全体を通じて地方自治体でやれるということは非常に限られております。国の制度の中で、やはり地方自治体で考えていけないといけなは、地方自治体の財源の中でセーフティーネットをどのように働かせるかということを考える必要があるのかなと。制度そのものを改正することができませんので、その部分で考えないといけなは。

それと、社会保障費がふえる、扶助費がふえるという議論が、往々にして何かひどいものがふえていくような感覚で国の議論がされてるということは考えないといけない。例えば、道ですとか、ハード事業による公共事業と同じように医療が広がる、金額が上がるということは、当然それは病院の建設であったり医療関係、薬剤であったり、その経費がそういう産業分野に流れるということでございます。介護につきましても同じでございます。新しい施設ができたり、当然それに伴う人員が労働力として受け皿がある。当然それに対するものがあるということでございますので、国の考え方として、公共事業という考え方に、私は練り直していくべきであろう。そういう考え方に入らないと、非常に悪循環に陥る議論になっていくであろうという考えを持っております。地方自治体でやれることは限られておりますが、その場において発言するべきときは、そういう発言をさせていただきたいと思っておりますし、我が葛城市におきましては、できる限り住民の負担がどうやれば少なくなるのかという議論を深めていきたい。ただ、制度そのものを改正することができませんので、あくまでセーフティーネットという考え方に立った形で考えていくべきかなという思いはございますが、これから今の人口構成、ある種10年、15年は厳しい状態であるという予想はしております。いち早く国の考え方が変わることを私は望んでおります。

以上でございます。

西井委員長 川村委員。

川村委員 今、市長がおっしゃった内容については、本当に我々も、国保が広域化になって、これは自分たちの自治体は自分たちで考えなさいという、今はそんなことを押しつけられてるような状況ですので、葛城市の高齢化率がお隣の大和高田市に比べると非常にまだ少ないパーセンテージになってる。ただ、これから長い将来を考えると、私たちの葛城市をずっと盛り立ててくれた先輩、先人たちを敬意を持って介護するという考え方のもとに、我々はこれからいろんな議論をいただきながら、市長の今の考え方は当然、そういう思いをされるというのもよく理解できます。それでも、少しでも努力をしていくという、そういった介護予防に力を入れていただくことによって、それがしっかりといい結果が出て反映されるように、我々としては臨みたいところです。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私、反対の立場から討論いたします。

葛城市としては、今、阿古市長が述べられたように、本当にセーフティーネットをしっかりと整えるという観点から、市独自でできることを一生懸命やっておられると。これは評価したいと思っております。しかし、これは、ほかの国保事業、それから後期高齢者医療費の

問題と重なるわけでありますけれども、本当に国民負担が今大変な状態になってる。しかも3年に1回の改定ということでありますけれども、改定のたびに上がるということに対して、とりわけ高齢者の方からは悲鳴が上がっております。天引きという問題もあったりして、なかなかやりくりの問題、当座のお金のやりくりがつかない中で年金が減る中で、介護保険料が上がっていくと。制度そのもの、設計の問題も当然あるわけですし、本当に保険料が上がれば払える人が減ると。そうすればまた保険料を上げるという、こういう悪循環になりますので、どこかでやはり、これだけ払ってみんなで支えようという適正な金額に抑えていく必要が私はあると思っております。その上では、国による社会保障費、自然増に対して抑制するというので、結果としてこれだけ国民負担が押しつけられているわけでありますけれども、その大前提については先ほど私も意見を述べましたので、もうこの場では述べませんが、本当に国民負担がふえるということに対する観点から、反対したいということでございます。

以上です。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

吉村委員。

吉村始委員 私は賛成の方の立場から討論させていただきます。

葛城市の高齢化率は26.5%を超えまして、今、大和高田市よりはいいということですが、全国平均とほぼ同じ水準で上昇しておりまして、高齢者の方々を取り巻く環境も厳しい状況であるということは、これは間違いのないところだと思います。さて、今回策定されました第7期介護保険事業計画では、社会情勢や制度改正に対応して、地域包括ケアシステムの深化、推進と、介護保険の持続可能性の確保とともに、障がい者を含めた地域共生社会の実現に向けた取り組みということにも対応した計画になっていると思います。確かに今、谷原委員がおっしゃったように、負担がふえてきております。前期に引き続き、介護保険料は年々増加する介護給付費、それから介護施設整備の影響などで標準月額5,960円、約19%の値上げということにはなっております。しかしながら、地域支援事業における自立支援、重度化防止に向けた介護予防、日常生活支援総合事業の幅広い展開をされるということ、それから、まち全体で支え合いを目指す生活支援体制整備の事業展開をされるということで、このことにつきまして、介護保険事業の持続性を図ろうという施策につきましては、私は期待するところであります。

今回、初年度であります第7期介護保険事業計画の施策推進、それから、あと、葛城市の介護保険事業の充実と適正な運営に取り組まれるということをお願いいたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。

西井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

西井委員長 起立多数であります。よって、議第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第30号、平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

異部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

それでは、議第30号、平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,800万円と定めるものでございます。

それでは、お手元の事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では1,177万8,000円を計上いたしております。職員1名の人件費と事務費でございます。2項審査会費、1目介護認定審査会費では513万9,000円を計上いたしております。認定審査会委員30名の報酬と事務費でございます。2目市町村審査会費では108万3,000円を計上いたしております。障害支援区分判定審査会委員5名の報酬と事務費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では810万9,000円を計上、2目市町村審査会共同設置負担金では49万1,000円を計上いたしております。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では880万8,000円を計上、2目一般会計繰入金では59万2,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 6ページのところの歳入ですけれども、2款繰入金でございます。1目介護保険特別会計繰入金で特別会計というのが出てきてるんですけど、これ、どういうことか教えてください。

西井委員長 森井課長。

森井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の森井です。

ただいまの谷原委員のご質問の、2款繰入金の介護保険特別会計繰入金です。葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましては葛城市と広陵町、この1市1町でやってお

りまして、事務局を葛城市の方で持たせていただいて、審査会を開催しております。その収入につきまして、繰入金の部分葛城市の負担分という形になっております。そして、認定審査会共同設置負担金が広陵町さんが負担していただく額というふうになっております。先ほどの介護保険特別会計からの繰り入れになります。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第30号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第28号、平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

ただいま上程となっております議第28号、平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算についてご説明を申し上げます。それでは、予算書の1ページの方をお願いいたします。

1ページの方、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104万円と定めるものでございます。

続きまして、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入最高額は100万円と定めるものでございます。

それでは、続きまして、事項別明細書の歳出の方からご説明を申し上げます。予算書の7ページをお願いいたします。

まず、1款1項1目一般管理費では11万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、2款1項1目一般会計繰出金におきましては92万4,000円を計上させていただいております。

続きまして、歳入のご説明をさせていただきます。1ページ戻っていただきまして、6ペ

ージの方をお願いいたします。

歳入、1款1項1目雑入では103万9,000円を計上させていただいております。

2款1項1目繰越金では1,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第28号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第26号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま上程いただきました議第26号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億7,850万円と定めるものでございます。

第3条では、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

第2条の地方債でございますが、4ページをお開きください。地方債の借入限度額を4億4,840万円と定めるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明を申し上げますので、9ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では3億3,586万3,000円の予算計上でございます。2節給料、職員2名分の974万7,000円、3節職員手当等725万2,000円、4節共済費

330万4,000円を計上しております。11節需用費では、マンホールポンプ電気代等で320万円、12節役務費では82万9,000円でございます。13節委託料では、使用料徴収委託料、経営戦略策定業務委託料、ストックマネジメントによる点検調査実施業務委託料などで4,230万6,000円を計上いたしております。14節使用料及び賃借料では、事務所賃借料といたしまして120万円でございます。15節工事請負費では、下水道管渠施設の維持管理工事等といたしまして636万7,000円を計上いたしております。次に、10ページをお開き願います。19節負担金補助及び交付金では、流域下水道維持管理負担金等で2億4,281万5,000円でございます。27節公課費では、消費税及び地方消費税といたしまして1,858万1,000円を計上いたしております。

2款1項公共下水道事業費、1目下水道建設費では1億8,722万円の予算でございます。2節給料では、職員5名分1,585万9,000円、3節職員手当等1,135万4,000円、4節共済費493万5,000円を計上いたしております。7節賃金は107万9,000円で、11節需用費は102万9,000円でございます。11ページに移りまして、13節委託料では、測量設計委託料として2,000万円、15節工事請負費では、管渠布設工事及び汚水ます設置工事などといたしまして1億2,900万円を計上しております。2目流域下水道事業費では、流域下水道建設負担金などといたしまして1,799万1,000円の予算でございます。

3款1項公債費、1目元金では、償還元金といたしまして8億2,881万2,000円でございます。2目利子では、償還利息と一時借入金利子といたしまして2億861万4,000円を計上いたしております。

次に、歳入の説明をさせていただきますので、7ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料といたしまして3億7,100万円の予算計上でございます。2項手数料、1目下水道手数料では、配水設備指定工事店等の登録手数料といたしまして31万円を計上しております。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金では、工事及び委託料に伴います国庫補助金といたしまして1,600万円の計上でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、7億3,691万2,000円の計上となっております。

4款1項1目繰越金では、前年度からの繰越金として20万円の計上でございます。

次に、8ページでございます。5款諸収入、1項1目雑入では、人件費負担金といたしまして567万8,000円の計上でございます。

6款1項市債、1目下水道債では4億4,840万円の予算計上でございます。その内訳といたしまして、1節公共下水道事業債では4億3,050万円、2節流域下水道事業債では1,790万円となっております。

なお、予算書の12ページから18ページにかけましては給与費の明細書について記載いたしております。19ページにつきましては、下水道事業債の現在高並びに見込み額を記載させていただきます。

以上、簡単ではございますが、平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 少し全体的なことをお伺いいたします。11ページ、2款の公共下水道事業費ということで、15節に工事請負費ということで工事を行っていくということですが、今、葛城市全体として、下水道の計画の中での進捗率をお伺いします。

2つ目は、今、これは県の特例措置もあって、農地をつぶして実際宅地化が進むような現状がありますけれども、新たにそういうところに下水管を入れる場合は当初計画とだいぶ違ってきているのかなというふうな気もするのですが、そこら辺のことをお伺いします。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑と申します。よろしくお伺いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。まず、下水道の進捗率と申しますか、整備率等につきましてのお尋ねかと思えます。平成28年度におけます整備率につきましては90.97%となっておりますところでございます。また、2点目の質問、農地から宅地にされた場合の取扱いでございますが、一軒家を個人住宅として建築される場合におきましては、下水道課の負担におきまして公共汚水升までは工事をさせていただくことになっております。なお、宅地開発、分譲住宅地等につきましては、事業者負担で行ってもらっているところでございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 管を入れていくという計画があつての90.97%だと思うんですけども、当初の計画になかったようなことが発生してるのかどうかです。それについてお伺いします。

西井委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 ただいまの計画に対するご質問でございますが、これまで認可下水道事業計画というものを当初から立てております。その計画はおおむね7年ごとの見直しとなっております。今その計画に基づく事業を行っておるのが、平成23年度の計画に基づくものでございます。ちょうど今、その認可計画の変更事務をやっているところでございまして、平成30年度よりはその新しい計画に基づいて事業を行ってまいるところでございます。

なお、平成23年度に策定いたしました事業計画におきましては、認可面積が1,228.32ヘクタール、そのうち整備面積が1117.39ヘクタールで、先ほど申しました整備率になおしますと90.97%となるところでございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 これ、計画変更ということをしているということは、これは、議会はもう関係ないということなんでしょうか。

西井委員長 市長。

阿古市長 最近ミニ開発等、葛城市の土地利用が活発になってきております。その中で本来の平成23

年度に計画しておりました面積より空白部分の下水道整備を進めていくというところで、認可計画の追加の変更申請を出しております。その面積等につきまして、また資料を準備させていただきますので、よろしくお願いいたします。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 私、そこは気になってまして、整備率が90.97%でまだ整備されていないところがある。そこはもう既存の住宅でずっと待っておられる。ところが、住宅業者の方がどんどん建てていく中で面積が広がって、そちらを業者の方に言われて、そっちの方を早くとか、優先順位の問題も出てこようかと思うんです。だから、また新たに追加となったときに、そこら辺のことを、これは意見ということで、調整をよろしくお願いいたします。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 質疑ないようでございますので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第32号、平成30年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました議第32号、平成30年度葛城市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

まず、1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量でございます。1、給水戸数につきましては1万4,354戸、2、年間配水量につきましては452万1,000トン、そのうち県営水道からの受水量は140万トンとなっております。3、年間給水量は431万8,000トンを見込んでおります。次に、4、1日平均給水量は1万1,830トンでございます。5、主な建設改良事業といたしましては、配水管布設工事を予定いたしております。

次に、第3条、収益的収入及び支出と、次のページ記載の第4条資本的収入及び支出につ

きましては、収入支出の見積もり基礎に基づきまして説明させていただきますので、29ページをお開きください。

水道事業会計につきましては、収入からご説明させていただきます。

まず、収益的収入の第1款水道事業収益では7億9,505万6,000円でございます。その内訳といたしまして、1項営業収益では6億6,368万2,000円、うち1目給水収益では5億9,866万4,000円の水道使用料収益でございます。説明欄の供給単価につきましては138円64銭となっております。2目受託工事収益では1,400万円で、開発に係ります新設工事等収益と給水装置などの修繕工事収益でございます。3目その他営業収益では5,101万8,000円で、給水分担金、下水道料金の徴収に伴います事務手数料などでございます。

次に、1款2項営業外収益で1億3,137万4,000円、内訳につきましては、1目預金受取利息261万7,000円、2目他会計補助金で400万円、3目長期前受金戻入として1億2,200万円、4目雑収益といたしまして275万7,000円で、水道用地等の賃貸料でございます。

次に、30ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。1款水道事業費用といたしまして7億4,183万5,000円で、給水原価につきましては138円53銭となっております。内訳といたしましては、1款1項営業費用で7億1,866万1,000円、うち1目原水及び浄水費では3億2,314万3,000円でございます。主なものといたしまして職員2名分の人件費で、1節給料、2節手当、3節賞与引当金繰入額、6節法定福利費を合わせまして1,659万8,000円で、5節報酬につきましては、上水道施設管理に係ります嘱託職員2名分の報酬で483万8,000円となっております。次に31ページをお願いいたします。18節委託料でございます。4,033万3,000円で、水質検査及び浄水設備の管理保守点検などの委託料でございます。20節賃借料は656万円、原水取水施設の賃借料で、25節動力費は3,600万円、浄水場及び原水取水ポンプの電気料金でございます。26節薬品費は1,145万8,000円で、次亜塩素パックなどの薬品購入費です。31節負担金613万円は、広域水質検査センター組合負担金及び原水取水負担金等でございます。34節受水費では1億9,680万4,000円で、県水及び原水取水費等でございます。

次に、2目配水及び給水費では4,056万円で、主なものといたしましては職員2名の人件費で、1節給料、2節手当、32ページに移りまして、3節賞与引当金繰入額、6節法定福利費等合わせまして1,608万円となっております。18節委託料は547万6,000円、量水器の取りかえ委託料等でございます。21節修繕費は1,200万円、給配水管の修繕費でございます。

次に、3目受託工事費は2,062万1,000円で、主なものといたしまして職員1名分の人件費で、1節給料、2節手当、3節賞与引当金繰入額、33ページに移りまして、6節法定福利費を合わせまして658万3,000円となっております。35節の工事請負費は1,390万円で、受託に係る工事費でございます。

次に、4目総係費でございますが、1億211万1,000円で、主なものといたしまして職員5名分の人件費で、1節給料、2節手当、3節賞与引当金繰入額、6節法定福利費を合わせまして4,503万2,000円でございます。5節報酬では268万2,000円で、水道事業運営委員及び嘱託職員1名の報酬でございます。34ページに移りまして、14節光熱水費741万8,000円は、新

庄浄水場並びに竹内浄水場等の電気料金でございます。18節委託料3,361万2,000円は電算システムの保守、検針、開閉栓業務、新水道ビジョン策定委託料等でございます。

続きまして、5目減価償却費2億2,470万円は説明欄に記載のとおり、有形固定資産の減価償却費でございます。6目資産減耗費650万円は、有形固定資産の廃棄損及び棚卸資産の変質等除却費でございます。7目その他営業費用は102万6,000円で、給水工事材料の販売原価でございます。

続きまして、2項営業外費用につきましては2,317万4,000円で、1目支払利息及び企業債取扱諸費で1,221万8,000円、3目消費税及び地方消費税につきましては1,065万6,000円でございます。

次に、36ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。

まず、1款資本的収入は5,470万円で、4項1目負担金その他諸収入で470万円、6項投資返還金、1目長期貸付金返還金で5,000万円でございます。

37ページに移りまして、資本的支出では、1款資本的支出で7億958万4,000円でございます。内訳といたしまして、1項建設改良費で2億8,501万9,000円、うち1目浄水設備費では1億490万円、各浄水施設のろ過器及び計装盤更新工事などがございます。2目配水設備費は1億6,803万3,000円で、配水管の布設替え及び舗装本復旧に伴う工事請負費、あるいは設計委託料でございます。4目固定資産購入費は1,190万5,000円でございます。続きまして、2項1目企業債償還金は7,456万5,000円で、3項投資、1目長期貸付金につきましては、土地開発公社への貸付金3億5,000万円でございます。

最後に、2ページにお戻り願います。

第4条の括弧書きの資本的収入は、資本的支出に対し不足する額6億5,488万4,000円につきましては、損益勘定留保資金で補てんするものとしてしております。第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費9,421万2,000円と定めております。3ページに移りまして、第6条では棚卸資産の購入限度額は640万6,000円と定めております。

以上、簡単ではございますが、水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま説明願いましたことに関して、質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 予定損益計算書ですけれども、17ページの営業外費用等の当年度純利益ということで9,300万円程度の純利益が上がるということで、当年度の未処理利益剰余金と内部留保でしょうけど、17億円と非常に豊かな財政かなというふうに思うんですけれども、1つは、このお金をなぜこれだけためるのかということです。これが1つあります。もっと使ってもいいのではないかと。その点についての考え方なんです。1つは、収益的支出の32ページの21節に修繕費というふうにあります、給排水管等修繕費となってるんです。今、私の村でもちょうど管のつけかえをやってまして、その中で理由としてあるのが耐震化、つまり水道管が古いものだと、揺れたときにそれが割れたりするかなんかして、そのためにやられてる工事

だというふうに聞いているんです。防災という観点からして、当面どの程度そういう事業が進んでるのかわからないんですけども、多少とも前倒しでそういう工事をしてもいいのではないかと。それがどういう見解なのかというのが2つ目です。

3番目は、県水の話が出ました。これは、奈良県では国保も一元化しましたし、人口が減少していきますので、本当に県水の運営を守っていくためにも、国保の県単位化と同じように県全体でそういうことに加入していくことを求められるのかもわかりませんが、厚生文教常任委員会協議会でも、これは杉本委員が指摘したところですけども、葛城市は水道料金は安い。地元の水をとって、一部県水を入れてるけれども、将来的にこれが県水一元化となって入っていくか、それとも地元で自分たちだけでやっていくか。いろんなことをおっしゃってました。つまり、これまで蓄えてきたお金がどういうふうに今後そういう多額のお金を留保されているのか。今後の県の水道事業との関係、さらには、先ほど言いました耐震化の問題でどの程度使えるかというのがありますので、その点についてお伺いしたいんです。よろしくをお願いします。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部、水道課、福森です。どうぞよろしくお願いいたします。

谷原委員の質問にお答えさせていただきます。まず、先ほどおっしゃっていただきました内部留保につきましては、9,300万円の純利益は出てますけども、これにつきましては、多く寄与しているのが長期前受収益額で、予算で1億2,200万円を組んでますけども、これにつきましては、現金収入ではなく減価償却でありますけども、負担金補助金、本管等の補助金も収益化として流入するものであって、これが直接現金、内部留保に入るわけではございませんので、9,300万円と予定はなってますけども、これを単純に1億2,200万円引いたら、実際の現金としてはマイナスになることになってますので、今後内部留保といたしましては、さっきおっしゃっていただいたように17億円ありますけども、当初10年前のシャープが全盛期のころに比べまして、給水収益が約2億円減少しておりますので、今後の経営につきましては経費を抑えながらやっていきまして、配水管工事につきましても、浄水施設もありまして、そのバランスをとりながら毎年約2億円の計上をさせていただきまして、今後更新を続けていきたいと思っておりますので、その点ご理解のほどよろしくお願いいたしますと思います。

2点目の耐震化につきましては、現在、平成28年度末で配水管本管の延長が約229キロございまして、そのうち40年以上の老朽管が約19.2キロございまして、割合としては8.4%になります。その内訳といたしましては、塩化ビニール管で5.4キロ、鋳鉄管で13キロ、石綿管で0.3キロとなっております。今現在、更新といたしましては、先ほど説明させていただきまして、毎年3億円、4億円かけてしまうと内部留保が減っていきますので、それを鑑みまして、今現在は大規模開発、例えば疋田のフルール、疋田の東和苑、それから、兵家のイトーピアですけども、これは昭和45年から50年にかけてまして開発した区域です。これが漏水が多発しておりますので、そこを今中心に、年度計画は立てて耐震管に切りかえの工事をさせていただいております。

また、水道施設につきましても昭和33年、昭和34年からの施設ですので、今、大規模な更新をしますと、先ほどと同じ金額、3億円、4億円とかかかってきますので、平成25年からの老朽度調査によりまして、年間計画を立てて毎年約2億円ぐらいの予算を組ませていただいて、更新して住民の方々に安定した水を送るためにやらせていただいております。

3つ目の、県との広域化のお話かなとは思いますが、この間も厚生文教常任委員会、水道でも部長から説明があったように、県の広域化については、平成38年度の経営統合に向けてということで、検討会が平成30年度から始まりますけど、これにつきましては、一応葛城市としても検討会に入らせていただいて、その中で県の広域化で県に参加するのがいいのか、それとも、さっきおっしゃっていただいたように、県水の比率が約20%ということで、他の市町村に比べまして依存度がかなり低い状況で、県下で一番安価な水を提供させていただいておりますので、一応検討会には参加させていただきましても、ほかの市町村と、それから県と協議を重ねながら、県の広域化問題については、それを踏まえて検討をいたしまして進めるつもりでおります。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。大変計画的に進めておられること、本当に感謝申し上げます。また、内部留保についてもよくわかりました。

1つ質問なんですけど、老朽管が大体今8.4%程度あるということなんですけど、毎年2億円程度いろんなことで修復したときに、どれぐらいの見通しで何年ぐらいかかるものなのか、お聞かせ願えますか。大体の見込みで結構です。

西井委員長 西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。

今のペースで配水管の入れかえを進めていくと、どれぐらいかかるのかということだと思います。今、葛城市内には228キロの配水本管がございます。毎年、今のペースでは最大で約2キロの更新を行っております。今のペースでいくと100年かかる予定になっておりますが、これでは先行きが心もとないということで、今後計画を策定いたしまして、もう少し早いペースで計画できるように考えていきたいと思っております。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

増田委員 まず、原水についてお尋ねをします。先日も私、委員外議員で厚生文教常任委員会協議会でお話を聞かせていただきました。この資料の中では452万立方メートルの年間給水量。そのうち140万立方メートルの県からの受水となっております。私が計算したら依存度は31%になるけど、将来に向けていろいろとこれからご検討願うということなんですけども、あのときも私、委員外議員で最後発言させてもらったように、非常においしい水やということは市民の皆さんが十分ご承知のところやと思います。できたら値段も含めて県水より地元の湧水といたしますか、天水といたしますか、そういう水道を望まれるのかなど。ただ、現状どうなの

かと。原水の量が長期的に見通せるのかというところが大事やと思うので、その辺の見通し、県水がなくてもまだまだ安定してます、まだまだ余裕がある。ただ、県の顔も立てて140万立方メートルを県から受水している、そういうふうな実情なのか。いや、今後はどんどん山の状態もよくないので、こういう水の確保が難しいという方向なのか、どっちの方向なのかです。安定の方向なのか先細りの方向なのかと、その辺の方向ぐらいもしわかっていただけてたらお聞きをしたい。

それから、老朽管が8.4%ですか、石綿管0.3キロ残ってるという先ほどのご説明でございました。新庄の旧村の住吉の通りかその辺ぐらいかなというふうに推測するわけで、いろいろと事情があってきょうまでまだ一番古いのが残ってるということかと思えます。私、何を言いたいかというと、今、東和苑、フルールなど、漏水の多いところを計画的に工事されるということでございます。ただ、去年でしたか、おととしでしたか、竹内の県道で水道管が破裂し、10日ほどですか、通行どめになって工事をやったと。ところが、工事をやったのに1カ月もたたんうちにまたその続きで破裂したと。こんな追いかけてっことをしてたら、根本的にその部分を全部敷設替しないとあかんのか、そういう心配をした覚えがあります。ほかにもそういう、想定される復旧しなければならぬ箇所とかというものがほかにもないのかなと心配をするので、その辺、優先順位のつけ方は古いところからということもあるかとは思いますが、その辺のところも承知をしておられるのかという、それをお聞きします。

それから、これ、仕方ない話なんですけども、実はあるおうちが火災で焼失した。住むところがなくなって、仮といたしますか、住居を農業用倉庫のところで仮住まいをされて、ここでもう生活しようかなということで水道の給水をお願いをしたところが、前の道路に水道が通ってなかったというふうなことで、早く何とかならんかなということでいろいろとお願いもしたんですけども、そんなにすぐに、はい、わかりました、あしたから道を切ってすぐ入れますわというわけにはいきませんが、そういう災害に遭われた場合の一番生活に必要な1つのライフラインである水道の復旧というのは、時間を非常に求められるところかと思えますので、そういう災害のための給水工事につきましては、迅速な対応をできるような体制をとっていただければというふうな、これは要望でございますけれども、3点お願いします。

西井委員長 西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。

県水の件なんですけど、例年大体90万トンから80万トン、その辺の県水を予算上は受水しておりましたが、今年度は、昨年度の台風の影響で一部のため池が水をためれない状況になっておまして、夏まで使用できないというような予想を立てておまして、それで50万トン増量しております。予算上は50万トン増量しておるんですが、県水の申し込みは30万トンにとどめておまして、なるべく30万トン以内に抑えたいと考えております。

今後の県水の取水見込みなんですけど、去年の予算組みで90万トンさせていただいてますけれども、大体90万トンでぎりぎり何とかいけるかなというような状況でございます。あと10万トン、20万トンふやしていただいたら、最近の異常気象にも対応できて、安定した給水ができるかと考えております。

それから、2点目の石綿管は260メートル残っており、給水に使っておる石綿管は数十メートルであって、導水管に使っている、池水を浄水場に引き込むための原水を引き込む導水管で200メートルほど残っているような状況でございます。

それと、竹内の山麓線の漏水の件についてですが、あの部分については、水道課の予測なんですけど、土質に問題があったのではないかということで、あの部分だけは20メートルほどにわたって切り取って布設替えを行っております。それで、今後またあのような漏水が起こった場合には、山麓線を掘り返すとなると大変なことになりますので、別にルートを考えて兵家浄水場から當麻駐在所の北側のあたりに山麓線を避けて、新たなバイパス管の布設を計画しております。全部で9工区なんですけど、今年度、1工区工事を完了しております。

それと、火災の件なんですけど、これについては、水道課の例規、規則、内規に基づきまして対応させていただきました。水道課のできる範囲では、書類の審査とかその辺については、十分迅速な対応をさせていただいたつもりでございました。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 ありがとうございます。石綿は、実質は何十メートルぐらいだと。それぐらいだったら入れかえてもらったらどうかなと思うんですけども、それと、竹内の場合は土質、道路の下の状況が悪いということで、ルート変更して再発は避けていこうというお考えやということでございますね。それから、県水については100万トンぐらいをめぐりに、それやったら市内の天水とで安定的に将来もいけるよと、こういうお話でございました。

それから、火災のときの問題については、水道局としてのお考えのもとにやられたというのは当然でございます。私がお願いと言ったのは、災害復旧等の場合の特例として、緊急性を要する場合の迅速なそういう決まり事の柔軟な設定をしていただけたらと、こういうことでございました。十分、水道課としてのできる範囲内の迅速な対応というのは、重々承知しておりますけれども、そういう場合の緊急対応も今後考えていただけたらと、こういうお願いでございますので、今後に向けてよろしくお願い申し上げます。

以上です。

西井委員長 時間が来ましたので、質疑を終結したいと思います。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第32号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西井委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第32号は原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

以上で本委員会に付託されました審議は全て終了いたしました。

委員外議員がお一人おられますが、何か発言の申し出、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 委員外議員の発言を終結いたします。

4日間の予算委員会で、まだまだ質疑をしたいことが時間の制限上たくさんあったと思います。大変申しわけないですけど、あとまたこの内容について聞きたいことについては、議員活動の中で精査してもらおうということで、どうかその辺については、大変皆さん方には質問したいことを辛抱したという鬱憤が残るかもしれませんが、時間の制約もあるし、皆さん方それに合わせてもらってどうもありがとうございました。これにて本委員会を終了させてもらうことの御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

閉 会 午後5時38分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 西 井 覚

予算特別委員会副委員長 下 村 正 樹